

# 那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 令和7年9月16日（火）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 寺門 厚 副委員長 花島 進  
委員 富山 豪 委員 鈴木 明子  
委員 原田 悠嗣 委員 榊原 一和

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 木野 広宣 事務局長 会沢 義範  
次長 萩野谷智通 書記 田村 栄里

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明	教育長 大繩 久雄
財政課長 照沼 克美	財政課長補佐 郡司 智弘
保健福祉部長 生田目奈若子	社会福祉課長 猪野 嘉彦
こども課長兼こども発達相談センター長 住谷 孝義	
こども課長補佐 古谷 武	こども家庭センター長 梅原千也子
菅谷保育所長 皆川 光子	地域子育て支援センター長 工藤 裕子
介護長寿課長 鈴木 伸一	介護長寿課長補佐 諸藤 慎一
保険課長 横山 明子	保険課長補佐 郡司 純子
健康推進課長 玉川祐美子	健康推進課長補佐 坂本 武志
会計管理者 秋山雄一郎	教育部長 浅野 和好
学校教育課長 会沢 実	学校教育課長補佐 大曾根香澄
副参事兼指導室長 山野邊義紀	ひまわり幼稚園副園長 鈴木 陽子
生涯学習課長 平野 玉緒	生涯学習課長補佐 大内 秀幸
スポーツ推進室長 萩津 厚緒	図書館長 植田 徹也
中央公民館長 小野瀬義宏	歴史民俗資料館長 中嶋 圭子

会議に付した事件

- (1) 議案第53号 那珂市在宅心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例  
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第55号 那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第56号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第4号）  
…原案のとおり可決すべきもの

(4) 議案第 57 号 令和 7 年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算  
(第 1 号)

…原案のとおり可決すべきもの

(5) 議案第 60 号 令和 6 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について

…原案のとおり認定すべきもの

(6) 請願第 4 号 学校外民間施設利用者への利用料金一律補助の実現を求める請願  
…趣旨採決すべきもの

(7) 請願第 5 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

…採決すべきもの

(8) 茨城県市議会議長会令和 7 年度第 1 回議員研修会について

…榎原委員に決定

(9) 議員と語ろう会について

…今後のスケジュールの確認

(10) 調査事項について

…要望書の確認

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前 10 時 00 分）

委員長 10 時になりましたので、教育厚生常任委員会を始めたいと思います。

最初に私のほうからの挨拶ということで、真夏日は秋になんでも依然として続いておりまして、あしたで何とか終わりそうで、やっと秋が来るということでございますので、今年の夏の猛暑の疲れと、今後の秋の急激な温度変化ということで、皆様方はくれぐれも体調管理にご注意いただいて、日頃の業務に励んでいただければというふうに思います。

それでは、ご連絡いたします。

会議は公開をしており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内の発言に際しましては必ずマイクを使用してください。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくか、マナーモードにご配慮いただきたいと思います。

ただいまの出席委員は 6 名でございます。欠席はおりません。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めております。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。

教育厚生常任委員会の皆様におかれましては、先週、視察に行っていただきまして、本当にお疲れさまでございました。また、本日は決算の件がございますので、寺門厚委員長の下、慎重な審議を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

教育厚生常任委員会へのご参考、お疲れさまでございます。また、委員の皆様方には日頃よりご理解、ご協力を賜りまして、御礼を申し上げたいと思います。

本日提出しております議案は、条例関係が2件、補正予算関係が2件、決算1件の5件でございます。慎重なるご審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 改めまして、おはようございます。

小中学校、幼稚園も含めまして、夏休み、大きな事故けがもなく、無事2学期を迎えることができました。今学期はご存じのように学校行事は校外学習をはじめとする大きな行事が幼稚園、小学校、中学校とも続きます。特に中学校は来週から那珂・大子地区の新人戦が始まるということで、子供たちにとっては充実した2学期になりますよう教育委員会としても支援をしてまいりたいと思います。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

委員長 本委員会の会議事件は、サイドブックス掲載の会議次第のとおりであります。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議をいたします。

これより議事に入ります。

議案第56号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

財政課より一括して説明を求めます。

財政課長 財政課長の照沼です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第56号をご覧ください。

議案第56号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費になります。

9款教育費、5項社会教育費、額田城跡整備事業2,654万2,000円。

5ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正になります。

追加になります。一番下になります。

事項、障がい者プラン策定業務、期間、令和7年度から令和8年度まで、限度額、546万7,000円。

12ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳出になります。

下段になります。

3款民生費、1項社会福祉費、3目障害福祉費359万4,000円。

13ページをお願いいたします。

6目医療福祉費44万円、8目介護保険費335万9,000円。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費636万8,000円、2目児童措置費400万5,000円。

15ページをお願いいたします。

中段になります。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費450万円。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費27万5,000円、2目公民館費919万9,000円。

16ページをお願いいたします。

9款教育費、6項保健体育費、3目体育施設費62万7,000円。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金8,410万7,000円。国県負担金等返納金でございます。うち社会福祉課が7,308万6,000円、こども課が287万3,000円、健康推進課が421万9,000円、介護長寿課が205万1,000円となっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

副委員長 額田城跡で具体的に何をやるのか簡単に説明していただきたいです。

委員長 暫時休憩します。

休憩（午前10時07分）

再開（午前10時08分）

委員長 再開します。

生涯学習課長 こちらは額田城跡の試掘確認調査になりますて、当初予定していました時期では下草が繁茂し、遺構の確認が困難であるということから、年度内の業務完了が見込めないため、繰越明許するものでございます。

副委員長 今ちょっとよく分からないですけれども、具体的に何をやるんですか。

生涯学習課長 額田城跡の試掘確認調査になります。

副委員長 民生費の中で障害福祉サービス給付事業委託料で、障害者自立支援システム改修といふのに360万円くらいかかっているんですけれども、これは具体的にどういうことなんでしょうか。

社会福祉課長 社会福祉課です。

お答えします。こちらのシステム改修でございますが、障害福祉サービスに関する制度改正に伴うシステム改修でございます。主なものとしましては、本年度から始まります就労選択支援、このサービスが新たに開始されることによる改修等になってございます。

以上です。

副委員長 正直言って、360万円もかかるのかというのがちょっと疑問なんですけれども、ソフトウェアの改修ですよね。そうすると工数としてはどのぐらいの、日本語で言うと何だろう、人日というの、英語で言うとマンバーアワーとかマンバーデーとか言うんですけども、どのくらいの見積りになっているんでしょうか。何かおっしゃった話だけだとちょっとかかり過ぎかなという気がするんですが。

社会福祉課長 お答えします。こちら人時数という形では見積りは出ておりませんが、今申し上げた就労選択支援の創設に伴う改修及びそれに伴います報酬請求システムのサービスコード改修に伴うシステム改修というのが1つございます。もう一つ、先ほど申し上げたもののほかに医療費助成のPMH、すなわちオンライン資格確認、窓口で保険証は既にマイナンバーカードで本人確認、資格確認することができますが、マル福、医療費助成についても同様にシステム改修を行う準備を進めております。そちらの改修費用が合わせましてご覧の金額になっているという形になっています。

以上です。

副委員長 最初におっしゃった項目以外にいろいろあるということですね。了解です。

委員長 ほか質疑よろしいですか。

富山委員 すみません、先ほどの額田城跡整備事業なんですけれども、いつからいつまで行って、一般の方というのは見学できるんですか。

歴史民俗資料館長 資料館の中嶋です。

契約が10月を予定しております、調査の開始が11月を予定しております。約5か月間調査しまして、その後、報告書も作成するという流れになっております。調査期間中に一般の方に向けての現場説明会、そういうものは計画する予定であります。

委員長 ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いします。

休憩（午前10時12分）

再開（午前10時14分）

委員長 それでは、再開します。

委員の皆様に申し上げます。

決算認定の質疑は説明のあった科目ごとに行い、質疑を終結します。また、総括質疑は行いません。なお、議案第60号、決算認定についての討論及び採決は、全ての該当項目への質疑、答弁が終了した後に行います。

次に、執行部に申し上げます。

説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書、決算書、説明資料等のページ数を述べてから簡潔かつ明瞭に説明をしてください。決算の説明については、不用額など特に説明が必要なものについては、その説明をお願いします。審議中に委員から資料などの請求があった場合は、議会事務局に資料データを提出してください。

それでは、順次審議してまいりますので、よろしくお願いいたします。

学校教育課が出席しております。

議案第60号 令和6年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（学校教育課所管部分）を議題といたします。

初めに、一般会計歳出のうち学校教育課から審議いたします。

学校教育課所管の部分について説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の会沢と申します。ほか4名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

決算書のほうは196ページをお開きいただきます。決算主要施策調書につきましては119ページから128ページまでが学校教育課所管事業となっております。

それでは、款、項、目、支出済額の順にご説明いたします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費190万5,162円。教育委員の報酬が主な支出となっております。

2目事務局費2億2,972万9,926円。教育長及び学校教育課職員の人件費が主な支出となっております。

198ページをお開きください。

3目教育指導費2億4,653万2,739円。外国語指導助手設置事業、学習指導員等配置事業、教育委員会派遣職員負担金などが主な事業となっております。不用額の主なものですが、1節報酬及び4節共済費につきましては、学習指導員等配置事業における指導員報酬、社会保険負担金等の残額などによるものでございます。学校の状況により勤務時間数の減や休み等の関係で残が出たものでございます。

202ページをお開きください。

2項小学校費、1目学校管理費3億5,549万8,196円。小学校管理事務費、小学校施設管理事業、小学校施設整備事業などが主な事業となっております。不用額の主なものですが、10節需用費につきましては、小学校管理事務費における灯油代や小学校施設管理事業における光熱水費の残などによるものでございます。12節委託料につきましては、スクールバス運行事業におけるスクールタクシー運行業務の残などによるものでございます。14節工事請負費につきましては、小学校施設整備事業における入札差金などによるものでございます。

204ページをお開きください。

2目教育振興費8,529万5,080円。就学奨励事業、教育用コンピューター管理事業などが主な事業となっております。繰越明許費につきましては、教育用コンピューター管理事業におきましてキーボード一体型保護ケースの購入費用を補正予算で計上いたしましたが、年度末までに納品が難しい状況であったことから、令和7年度に繰越ししたものでございます。不用額の主なものが、19節扶助費につきましては、就学奨励事業の扶助費の残によるものでございます。

212ページをお開きください。

3項中学校費、1目学校管理費1億2,686万2,938円。中学校管理事務費、中学校施設管理事業、中学校施設整備事業などが主な事業となっております。繰越明許費につきましては、中学校施設整備事業で特別教室への空調設置について、国の補正予算の補助を活用するために令和6年度に計上し、令和7年度に繰越ししたものでございます。不用額の主なものが、10節需用費につきましては、中学校管理事務費において、採択替えの教師用教科書、指導書の購入費用や中学校施設管理事業における光熱水費の残などによるものでございます。12節委託料につきましては、中学校施設整備事業における空調の実施設計の入札差金などによるものでございます。14節工事請負費につきましては、中学校施設整備事業における入札差金などによるものでございます。

214ページをお開きください。

2目教育振興費7,020万9,094円。就学奨励事業、教育用コンピューター管理事業などが主な事業でございます。不用額の主なものが、19節扶助費につきましては、就学奨励事業の扶助費の残によるものでございます。

218ページをお開きください。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園費1億383万938円。こちらは幼稚園職員の人事費のほか、ひまわり幼稚園管理事業、運営事業などが主な事業となっております。

236ページをお開きください。

6 項保健体育費、2 目学校給食共同調理場費4億9,497万6,445円。学校給食センター職員の人事費のほか、給食センター施設管理事業、給食センター運営事業などが主な事業でございます。不用額の主なものです、10節需用費につきましては、給食センター施設管理事業における光熱水費や設備修繕に係る入札差金、運営事業における賄い材料費の残などによるものでございます。12節委託料につきましては、パンや麺の加工委託分の残などによるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

鈴木委員 203ページの小中一貫教育推進事業ということなんですけれども、こちら目に見える成果というか、そういうものは何かありますか。

副参事兼指導室長 お答えいたします。

目に見える成果としては、中学校の不登校の減少が見られます。また、キャリア教育として小中学生が交流することにより、地域との交流が盛んになっております。

以上です。

鈴木委員 地域交流というのはどのようなことをされているんですか。

副参事兼指導室長 中学生や小学生が地域に出向いて、地域の問題を一緒に考えたり、あるいは地域の方を学校にお迎えして、地域の問題を一緒に検討したり、そういう交流がされました。

委員長 ほかございませんか。

榎原委員 すみません、主要調書のほうの121ページなんですけれども、学習指導員等設置事業の学習指導員が13名、生活指導員が24名、幼稚園指導員が3名ということで割り振りが書いてあるんですよ。何となく今ちょっと計算したんだけれども、妙に瓜連少なくなっています、これ。そんなことないですか。

学校教育課長 学習指導員、生活指導員につきましては、学校の状況に応じて配置というような形にしておりますので、年によって若干人数が増減することもございます。令和6年度といたしましては、このような状況での配置したということでございます。

以上です。

榎原委員 学校現場からの、やっぱりこれ教育委員会への訴えかけにより、うちのほうの小学校とか例えば中学校が何名頂きたいという言い方は変なのかもしれないけれども、配置してほしいみたいな要望があった上での話ということで理解していいですか。

学校教育課長 何人という、結局は同じなんですけれども、児童生徒の様子によって、支援が

必要だというような児童生徒が何人ぐらいいるかによってつけたりというようなところで、学校からも要望があって、我々のほうで現場を見に行ったりというようなことをしながら配置のほうを決めているということでございます。

委員長 ほかよろしいですか。

副委員長 幼稚園費のところで、218ページ、219ページのところです。給料と職員手当、報酬、それぞれ何がどう違うんですか。

学校教育課長 報酬は会計年度任用職員の分でございまして、給料は正職員の給与分というところで区分けしてございます。

以上です。

副委員長 そうすると、職員手当というのは、これは教員以外の職員ですか。

学校教育課長 3の職員手当というところですか。

副委員長 はい。

学校教育課長 こちらのほうは、正職員に係る例えば期末手当とか、そういういろいろな手当の部分の合計でございます。

副委員長 つまり本給以外と考えていいんですか、職員の。

学校教育課長 そういうことです。

委員長 ほか。

原田委員 199ページの外国語指導助手設置事業で、主要施策調書では120ページだと思うんですけども、中学校にも派遣されているかなと思うんですけども、中学校の現状をお聞きしたいんですけども、T1というのは教員がやっているんですかね、それとも派遣された外国人の方がやっているのかというのをお願いします。

副参事兼指導室長 原則はT1は教員がやっておりまして、サポートとしてALTが入っております。

原田委員 ありがとうございます。

あと、中学校には直接雇用のALTも配置しているということなんですけども、この直接雇用のALTが何名ぐらいいらっしゃるのかというのと、あと、この違いですかね、役割。外国語指導助手との違いというのがあれば教えていただきたいです。

副参事兼指導室長 市の直接雇用は1名でございます。ある程度長いスパンで雇用しておりますので、ボーダーリングという会社の派遣されたALTとの調整や市内の先生方の意見の集約などを行っております。授業においては、役割としては変わりはございません。

原田委員 ありがとうございます。まとめ役みたいな感じですかね。分かりました。

以上です。

委員長 ほかよろしいですか。

富山委員 部活動も聞いちゃっていいんですかね、地域移行。これ今、野球部からどんどんやっていくと言ったんですけども、現在ってまだ野球部のまま。

学校教育課長 今年度は11月頃から開始を予定しておりますが、剣道部のほうを野球部に統いて取組を進める予定で、現在進めているところでございます。

以上です。

富山委員 今の原田委員が言っていた外国語助手、これ各学校に1人いるという考え方でよろしいですか。

学校教育課長 額田小と木崎小だけは同じ方が掛け持ちということですけれども、ほかは各学校1名で配置しております。

以上です。

富山委員 見ていると、英検の成績なんかが結構ぐんと上がってきていて、効果があるのかなと思うんですけれども、学校によって子供たちの人数のばらつきがあって、子供たちが多い学校とか少ない学校というのがあると思うんで、多い学校なんか増やしていく考え方とかってあるんですかね。

学校教育課長 ALTの人数を例えば1人から2人配置というようなところですか。現在のところ人数を増やすというところまでは予定はしておりません。

以上です。

富山委員 成果が出てきて、英語が結構できる子たちが増えているのかななんていうのは感じますんで、多分いっぱいいたくさんいる子の学校というのはどうしてもそういうところが薄くなっちゃうのかなと思うので、将来的に考えられることがあれば考えていただきたいなと思います。

以上です。

委員長 ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で学校教育課の所管部分を終了といたします。

暫時休憩します。入替えをお願いします。

休憩（午前10時32分）

再開（午前10時34分）

委員長 では、再開します。

生涯学習課が出席をしました。

議案第60号 令和6年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、生涯学習課所管部分について執行部より説明を求めます。

生涯学習課長 生涯学習課長の平野です。ほか9名が出席しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、着座にて失礼いたします。

決算書201ページをお開きください。また、決算主要施策調書については129ページか

ら135ページまでが生涯学習課所管事業となっております。

それでは、款、項、目、支出済額の順にご説明いたします。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費のうち備考欄の下段、コミュニティスクール推進事業が生涯学習課所管となっております。支出済額9万3,476円。学校運営協議会委員の謝礼が主な支出でございます。

続きまして、222ページをお開きください。

5項社会教育費、1目社会教育総務費2億1,621万4,298円。二十歳の集い開催事業や家庭教育支援事業が主な事業でございます。

続きまして、224ページをお開きください。

2目公民館費8,768万1,659円。不用額のうち主なものは、10節需用費につきましては、公民館施設管理事業における燃料費や光熱水費の残によるもの、14節工事請負費につきましては、空調設備改修工事の入札差金によるものでございます。

続きまして、226ページをお開きください。

3目青少年対策費485万6,560円。青少年相談員謝礼や青少年健全育成関係団体への補助が主な支出でございます。

続きまして、228ページをお開きください。

4目歴史民俗資料館費3,040万2,153円。歴史民俗資料館の管理運営に係る経費が主な支出でございます。

続きまして、230ページをお開きください。

中段になります。

5目文化財保護費1,309万5,055円。不用額のうち主なものは12節委託料で、文化財保護対策事業における埋蔵文化財発掘調査委託料の残と、額田城跡整備事業における試掘確認調査の入札差金によるものでございます。

続きまして、下段になります。

6目市史編さん費442万4,531円。昨年度刊行しました那珂市史地誌編の編さんに係る経費が主な支出でございます。

続きまして、232ページをお開きください。

7目図書館費9,218万690円。不用額のうち主なものは10節需用費で、図書館管理事業における光熱水費の残によるものです。

続きまして、234ページをお開きください。

6項保健体育費、1目保健体育総務費2,394万7,262円。スポーツ教室の講師謝礼や業務委託料などが主な支出でございます。

続きまして、238ページをお開きください。

3目体育施設費1,871万2,888円。不用額のうち主なものは、10節需用費につきましては、体育施設管理事業における光熱水費の残によるもの。12節委託料につきましては、

各体育施設の緑化管理委託料の残によるものです。

続きまして、240ページをお開きください。

4目総合公園費1億9,419万3,128円。不用額のうち主なものは、10節需用費につきましては、総合公園管理事業における燃料費の残によるもの。12節委託料につきましては、総合公園緑化管理委託の入札差金によるものです。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

鈴木委員 227ページの青少年相談員設置事業なんですけれども、こちらは何名の相談員で、どれぐらいの量の相談が来ているのか教えていただけますか。

生涯学習課長 相談員の方は47名になります。相談件数につきましては、こちらのほうではちょっと把握のほうはしてございません。

鈴木委員 どのような相談が来ているかというのも把握はされていらっしゃらない感じですか。

生涯学習課長 こちらは主に地域で挨拶や声かけなどを青少年にしている事業でございますので、特に青少年のほうから相談といったことは、こちらのほうでは聞いてございません。

委員長 ほかよろしいですか。

富山委員 総合公園の管理事業なんですが、この間、銅線盗まれて大変なことになったというのはもう分かっているんですけども、もう完全に直られて普通に使える状況に今なっているんですか。

生涯学習課長 先日、契約のほうをしたばかりでございまして、10月いっぱいの工期を見込んでおります。

委員長 ほか質疑ございませんか。

鈴木委員 229ページのふるさと教室開設事業というのはどれぐらいの人数の方がいらっしゃって、どのようなことをされたんでしょうか。

生涯学習課長 こちら令和6年度は68名の方が参加しまして、ニュースポーツや水郡線の乗車体験、あとは森林・林業体験、四匹の狐の物語を学ぶということで、市内のほうを見学したりということを実施いたしました。

鈴木委員 年齢層とかというのはどのような感じでしたか。

生涯学習課長 ふるさと教室は小学5、6年生が対象となっております。

委員長 ほかありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で生涯学習課の所管部分を終了とします。

暫時休憩します。入替えをお願いします。

休憩（午前10時42分）

再開（午前10時44分）

委員長　再開します。

健康推進課が出席をしました。

議案第60号　令和6年度那珂市各種会計歳入歳出決算認定について、健康推進課所管部分を執行部より説明を求めます。

健康推進課長　健康推進課長の玉川です。ほか3名が出席をしております。よろしくお願いいいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、決算書140ページをお開きください。

決算主要施策調書につきましては68ページから73ページまでが健康推進課所管の事業となっております。

款、項、目、支出済額の順にご説明いたします。

中段になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、支出済額2億9,677万1,248円でございます。こちらの中で健康推進課所管分につきましては、保健衛生総務事務費から救急医療二次病院制運営事業に係る費用となっております。

続きまして、決算書142ページをお開き願います。

2目予防費、支出済額2億4,804万3,594円でございます。こちらは予防接種、妊産婦・乳幼児健康診査ですか家庭訪問等に係る、主に母子保健に係る事業についての事業費と、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事業費となります。不用額の主なものでございますが、12節委託料になります。こちらのほうで、母子に関する健康診査に係ります健診の委託料のほか、新型コロナウイルスワクチン接種におきまして、接種率のほうが大幅に減少いたしましたので、それによる接種委託料の部分が大きくなっています。さらに19節扶助費におきましては、妊活医療費助成事業、そちらの中の不妊治療に係る扶助費のほうが主な不用額となっております。

なお、令和6年度の新型コロナウイルスワクチン接種に係ります接種率につきましては、施策調書72ページに事業の説明を入れております。接種率のほうは、令和6年度は23.3%となっております。ご参照いただければと思います。

続きまして、決算書146ページをお願いいたします。

3目健康増進事業費、支出済額4,667万3,068円でございます。こちらは成人の健康相談事業ですか各種健診、がん検診、自殺対策強化事業等の事業費となっております。こちらの中の不用額の主なものでございますが、12節委託料になります。各種健診、がん検診、そちらに係る検診委託料の部分が主なものとなっております。

続きまして、予算書242ページをお願いいたします。

中ほどになります。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金、支出済額1億1,757万4,943円のうち健康推

進課所管につきましては、5,322万996円になります。これは過年度の国庫負担金等の精算に伴う償還金となっております。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

鈴木委員 主要施策調書の69ページなんですが、子宮頸がん予防ワクチンのほうは、接種率というのはどのようになっていらっしゃいますか。

健康推進課長 接種率につきましては、子宮頸がんワクチン1人3回の接種になります。そちらになりますと、なかなか1年で接種率まで出すのが難しいので、実数でお答えさせていただければと思いますけれども、令和6年度、全ての合計、延べで、69ページにありますように1,574回となっておりますが、そのうち1回目の、初回の接種をされた方、そちらのほうは598人となっております。

昨年度でキャッチアップのほうが最終年度となっておりましたので、昨年度は前年度に比べてかなり多い数が、昨年度に比べますと、キャッチアップにつきましては2.9倍ほど受ける方が増えております。年度途中でワクチンのちょっと足りない部分が出てきましたので、3回目まで終了されていないキャッチアップ対象の方につきましては、今年度も接種ができる体制は整っております。

以上です。

鈴木委員 ちなみに男性への予防接種は考えてはいらっしゃらないんですか。

健康推進課長 すみません、現時点では男性への接種のほうにつきましては、市としては考えてございません。

以上です。

委員長 ほかありませんか。

榎原委員 決算主要施策調書のがん検診推進事業、これ検診された数だと思うんです、肺がん、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんという形になっているんですけども、年々これ多分、令和2年と比較したときに令和4年というのは結構な数増えている、段階的に増えている感じなんですけれども、これって市側の見解というのは、なぜ増えているとかというのはあるんですか。

健康推進課長 この実績につきましては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症が蔓延をいたしまして、通常の検診ができない状況がありました。その上で徐々に徐々に通常の検診の体制に戻ってまいりましたので、それに伴って受診者の方も増えてきていると考えております。

榎原委員 コロナ以前は、そうするとこれ3,000人、4,000人程度で、もちろん層の人口増減あるとしても、そのぐらいで推移しているという形なんですかね。

健康推進課長 実はコロナ禍以前は、令和6年度の実数よりは全体的に受診者は多かったんで

す。体制を変えまして、完全予約制という形になりました、なかなか受診率が戻ってきていないというのも現状ではあります。また、対象者も少し年代が変わっておりますので、アプローチの仕方等についても考えていかなければいけないかなとは思っております。

以上です。

委員長 ほかよろしいですか。

原田委員 これちょっとしかして以前も聞いたかもしれないんですけども、決算書の147ページの地域自殺対策強化事業というのはどういったことをされているのか教えてください。

健康推進課長 こちらの事業のほうは、事業の中で、いのちを支える自殺対策計画のほうをつくっておりますので、そちらの計画の進捗管理はもちろんなんですが、そこの中でこちらの健康相談ですとか、講演会ですとか、ゲートキーパー養成講座ですとか、そういう事業をこちらの中でやっております。

以上です。

委員長 ほかございませんか。

富山委員 乳児家庭全戸訪問事業というのは、これいいんですよね。前も聞いたと思うんですけども、これ最後まできちんと追いかけてちゃんと全戸訪問して、乳児の顔を見て、そこで完了という事業でよろしいんですよね。

健康推進課長 こちらのほうは、4か月までの乳児のいらっしゃる家庭のほうへの家庭訪問事業となっておりますけれども、お子さんの事情によりまして、退院できていない、それぐらいの時期になってもご家庭のほうに戻れないお子さんとかももちろんいらっしゃいますので、全てが100%、自宅の訪問ができるかというとなかなか難しい点はございます。ただ、そういう場合には、お母さんのほうと電話連絡をしたり、病院に入院中であれば、そういう様子を聞かせていただきながら、確認はしております。

あと、病院のほうからも、長期入院になりますと、退院時に当たって、こういったお子さんが退院をして地域に戻られますという連絡が来ますので、そういうのをもとに、ちょっと時期はずますが、家庭訪問のほうは実施をしております。

以上です。

富山委員 そうすると特別な事情がない限り、きちんと顔を見て、悲しい事件も結構ありますんで、気をつけて見て、このまま続けていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

委員長 ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

以上で健康推進課の所管部分を終了とします。

暫時休憩します。再開を11時とします。

休憩（午前10時55分）

再開（午前11時00分）

委員長 それでは、再開します。

社会福祉課が出席しております。

議案第53号 那珂市在宅心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

社会福祉課長 社会福祉課長の猪野です。ほか2名が出席しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第53号をご覧ください。

議案第53号 那珂市在宅心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例。

那珂市在宅心身障害者、障害児福祉手当条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございます。在宅心身障害者、障害児福祉手当について、近年の障がい者やその家族に対する支援の変化に対応するため、本条例等の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としましては、手当の支給を受ける家族に障がい者、障がい児の介護に努めるよう求める規定を削除するとともに、対象者の範囲を在宅障がい児、ただし、障害児福祉手当を支給されている者を除くに改めるものでございます。

議案を説明させていただく前に、改正の概要についてご説明いたします。

資料の一番最後、15ページの説明資料をご覧ください。

去る8月26日の全員協議会にて、障がい者支援に係る市の独自事業の一部見直しについてとしてご報告いたしましたとおり、この事業を開始してから約50年を経て、障がい者を取り巻く環境は大きく変化してまいりました。以前は、障がい者の保護は、その家族の責任、福祉は行政による措置とする考え方から、障がいがあっても各種サービスを利用しながら地域でその人らしい生活ができるよう、官民による多様な支援体制を整備するというように変化しております。また、近年は障害福祉サービス事業所が増加し、例えば手当支給の対象外となります共同生活援助、いわゆるグループホームを利用する障がい者も増加しているなど、具体的な変化も見られるところです。このため今回の見直しを検討した次第でございます。

1、改正の内容でございます。主な改正点は、ご覧のアからウの3点になります。

1つ目は、ア、保護者に対する努力義務の削除です。第2条の受給者の責務で、手当の支給を受けた者は手当が前条の目的のために支給されるものである趣旨に従い、これら障害者、障害児の介護に努めなければならないとしていた条項を削除いたします。

2つ目は、イ、対象者の見直しです。ご覧の表の上段が現行、下段が見直し案でござい

ます。網かけをした項目が変更点となっています。

まず、対象者を20歳未満の障害児に限定するとともに、所得制限をなくすほか、国の制度として別に支給されております障害児福祉手当の受給者を対象外といたします。

なお、これらは現在、県内の多くの市町村で採用されているものと同じ基準になります。

3つ目は、これに伴うウ、条例名称の見直しでございます。これまでの漢字の「障害」から平仮名の「障がい」にこの機会に改めます。

これらの改正は、障害福祉サービスを担う事業所が増加していることや国の制度として行われる障害年金、特別障害者手当等の額が毎年度改定されていることだけではなく、障害福祉サービスを利用されない方でも親亡き後の相談ができる地域生活拠点、こちらの利用が可能となったことなど、当市の現状に合わせた改正であることをご理解いただければと思います。

2つ目の今後のスケジュールでございます。

改正条例案の議決後、12月に予定してございます次回の給付時に該当者の方にお知らせをいたします。改正後の条例は、令和8年4月1日施行とする予定でございます。

議案の説明に戻りますので、資料の2ページをご覧ください。

資料の2ページから4ページに改正条文を記載してございます。

続きまして、またその後、5ページから11ページまでは新旧対照表を掲載してございます。

12ページをご覧ください。

改正する条例の概要についてご説明いたします。改正の理由は、ただいま申し上げた提案理由と同じでございます。

改正する条文の概要をご説明いたします。

まず名称は、対象者の見直しに伴いまして、条例名称を那珂市在宅心身障がい者（児）福祉手当支給条例に改めるものでございます。第1条の目的も、対象者の見直しに伴い改正するものでございます。

第2条の受給者の責務は、手当の支給を受けた者は、手当が前条の目的のために支給されるものである趣旨に従い、これら障害者、障害児の介護に努めなければならないとしていた保護者に対する努力義務について定めた条項を削除するものでございます。

第3条第1項の定義は、対象者の見直しと国の制度であります障害児福祉手当との併給を行わないことに伴い改正するものでございます。

それ以降、最後の14条までの間に、対象者を見直すこと、県の補助金交付要綱と同じように定義の表記を合わせるもの、引用する現在の法律との条ずれ等を解消するもの、手当を受給する権利の譲渡や担保を禁止する条項を加えるもの、所得制限を廃止するもの、障害者の程度について調査を行うことができることを追加することについてそれぞれ改正、または削除するものでございます。

続きまして、14ページをご覧ください。

改正条例の附則でございます。

第1項の施行期日は、令和8年4月1日とするものでございます。

第2項の経過措置は、12月から3月分までは4月に支給しているため、この条例を改正しても令和8年4月に支給する手当は改正前の条例の規定に基づき支払うものとすること、また、改正後の条例の規定により認定できるものについては、改めて申請する必要はないこと、また、改正前の条例の規定に基づき令和8年3月中に申請した場合にも、3月分を認定することができるようになりますを定めるものでございます。

最後の第3項の那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正でございますが、今回改正する条例名、事務名称がこの那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の別表中にも記載があるため、併せて改正するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

鈴木委員 こちら廃止となるということなんですが、影響を受ける方というのはどれくらいの方がいらっしゃるんですか。

社会福祉課長 お答えします。

令和6年度との比較でございますが、まず障がい者の方につきまして、延べ人数でございますが、障がい者の方が令和6年度170人ございましたので、こちらの方が今回、廃止の対象となります。また、障がい児の方のうち、国の制度であります障害児手当と併記をしている方が40名いらっしゃいますので、こちらの方についても影響を受ける方になります。

以上です。

鈴木委員 障がい者の方で170名ということなんですが、グループホームなどに入れない方もいらっしゃると思うんですけども、それって在宅の方がどれぐらいいらっしゃるかとかということは把握されていますか。

社会福祉課長 お答えします。

この手当の対象者は在宅であることも条件になってございますので、ただいま申し上げた延べ人数になりますが、170人の方が在宅しているというふうに考えています。

鈴木委員 じゃグループホームに入られている方は、この中には入っていらっしゃらないということでおろしいですか。

社会福祉課長 おっしゃるとおりです。

鈴木委員 これ支給を廃止というのは、やはり在宅で本当にどこにも入れないという方もいら

っしゃるというのをお聞きしているんですけども、そういったときに、やはり3,000円でも助かるかなというのはあるんですが、いかがですかね。

社会福祉課長 お答えします。

確かに昭和40年代後半、まだ福祉が行政による措置であった時代には、障がい者、障がい児の介護を家庭で行うものという考え方があったと思います。その時代では、慰労という観点から、月3,000円であっても補助をする、支給をするというような観点で進んだ事業だというふうに認識をしています。ただし、その後、昭和60年代に障害年金の大改正がございました。また、平成になってからも、平成18年、25年と、障害者総合支援法等の成立によりまして、障害福祉サービスを受給できるような形になってございます。

今、鈴木委員からありましたグループホームについては、自宅を離れて生活することになりますが、自宅に住まわれたままでも、今申し上げた障害福祉サービスを利用すること等ができるおりで、確かに月3,000円、こちらがなくなるということは影響としてございますが、先ほどの所得保障の観点からは、障害年金、また国の手当等が毎年物価上昇等をスライドしまして改定がなされているということ、また、障害福祉サービス等のメニュー、事業所数もここ近年増加していること、加えましてただいま申し上げました親亡き後の対応の地域生活拠点、こちらも令和3年度だったと思いますが、そちらから開始したこと、こちらの状況により、見直しのほうを検討していた次第でございます。

以上です。

副委員長 鈴木委員からも質問があったんですけども、その他のサービスがどのくらいあるかというのがいま一つ分からぬんで、今ちょっと概略はご説明いただいたんだけれども、それを聞かないと、マイナス月3,000円というのは、削るというのは何かちょっと抵抗があるんですね。それはそれとして聞きたいんですけども、ただもう一つですが、ここで3,000円と書いてあるのは月額ですよね。そういうのはちゃんと明記してほしいです。いろんなところで年額とか日額とかあるので、それはいいです。今後考えてください。

先ほど言いましたようにそもそもどういうサービスを受けられるのか。1つの考えが、保護者の努力義務を削るということで、個人の家庭の負担から違う形に移行することをある程度後押ししていると思うんです。実は私の知人で、息子が統合失調症というんですかね。ずっとお母さんが見ていたんですけども、水戸市の施設に、グループホームに移ることになって、そこそこうまく過ごしていた方がいらっしゃいます。そういうことの推進を目指しているのかなと思うんですが、一方で保護者の元にいろんな事情でいざるを得ない、グループホームになじめない方等も残ると思いますので、既にどのくらいのサービスなり補助を得られているのかというのを知らないと、今度の減額、分かりましたとはなかなか言えないんです。説明をお願いします。

社会福祉課長 お答えします。

障がい者に対する支援は、大きく分けて所得に対する支援とサービスに対する支援の2つに分かれるというふうに考えています。

1つは所得に対する支援です。二十歳以上の方が対象になるのですが、障害年金という制度がございます。こちらにつきましては、仕事や生活が著しく制限を受ける状態になったときに該当になります。ちなみに今回の手当の対象となっている程度の障がいをお持ちの方の場合にはほとんどが対象になるものというふうに考えています。障がいの程度によって差はございますが、障害基礎年金の1級の該当となった場合には、月額で8万6,635円が、2級の場合には月額6万9,308円がご本人に対して支給されております。これは年金という形で拠出制でございまして、所得保障という側面がございます。

また、何らかの理由で障害年金が受給できない場合、その場合で、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がい者ご本人に支給される特別障害者手当の制度がございます。こちらの該当となった場合には、月額2万9,590円が支給されてございます。こちらは年金と違いまして、非拠出制でございまして、税金を財源とする生活補墳としての側面がございます。

今申し上げたのが所得の観点からの保障でございます。いずれも国の制度として行い、市も負担しているものになります。

また、所得以外の支援の観点からは、障がい者の方の現在の生活や障がいの状況に応じて受けられるサービスが異なってまいります。ただいま申し上げました障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスがございます。具体的なメニューについて列記することは控えたいと思いますが、大きく分けて、相談支援、介護給付、また訓練等給付、地域相談支援、障がい児の方がお使いいただける障害児通所給付などもございます。主に日中お使いいただけるサービスと夜どこに泊まるかといいますか、どこで過ごすかという2つの観点で考えることができるサービスでございます。

また、これ以外に地域生活支援事業として、市町村独自の観点で行う事業が幾つかございます。大きく分けまして、移動支援、日中一時支援、また、先日の見直しの際に全員協議会でもご報告いたしました地域活動支援センター、そのほかに日常生活用具の給付、また、親亡き後の対応を行っています地域生活拠点などもこのサービスで利用していくことができる一例でございます。

このような形で障がい者に対する支援は所得に関する点とそれ以外のサービスという点がございます。鈴木委員の質問、また花島副委員長の質問で、事情により今これらのサービスをお使いいただけない方について、これまで相談員を通しての利用をご相談いただくという形でございましたが、緊急時の対応等もあるうかと思いますので、ただいま申し上げました地域生活拠点、これを置きまして、そういった障害福祉サービスをご利用いただけない方には、市からご案内をお送りいたしまして、万一のときのための相

談を始めてはいかがでしょうかというものをお送りし、その相談をご利用されている方もいらっしゃいます。

こういった状況が整備されていたという観点で、今回、見直しのほうを進めている次第でございます。

以上です。

委員長 ほかよろしいですか。

原田委員 廃止になって影響を受ける方もいるかと思うんですけども、逆にこの所得制限超過者で対象になるという方はどれぐらいいるのかというのは分かりますか。

社会福祉課長 お答えします。

こちらも令和6年の実績でございますが、令和6年所得超過で対象外とした方が1名いらっしゃいます。したがいまして、この1名の方は新しい条例の下では対象となる方というふうに考えています。

以上です。

原田委員 170名ぐらいが廃止の影響を受けるということですね。プラス40名ぐらいが……

社会福祉課長 お答えします。

この手当の現在の支給対象者を初めにお話しすべきでしたが、改めてご説明したいと思います。

令和6年度現在、手当の支給を受けている障がい児の方が、延べ人数になりますが、73名いらっしゃいます。また、障がい者の方、こちらは先ほど申し上げたとおり170名いらっしゃいます。影響を受けるということで、障がい者の方は170名からゼロ名に、障がい児の方は73名から障害児手当の支給を受けていた40名を引いて33名、そこから所得超過をしていて対象外だった方が対象に加わるので34名となる見込みでございます。

所得の状況とか障がいの状況は毎年変わりますので、令和6年度現在の数字でございます。

以上です。

委員長 ほか質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第60号 令和6年度那珂市各種会計歳入歳出決算の部分について、社会福祉課所管部分について執行部より説明を求めます。

社会福祉課長 引き続きよろしくお願ひいたします。

決算書につきましては114ページから、決算主要施策調書については44ページから56ページまでが社会福祉課所管事業となってございます。

それでは、決算書114ページをお開きください。

款、項、目、支出済額の順にご説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費16億2,227万3,278円。こちらは保健福祉部職員の職員人件費や決算主要施策調書45ページにございますふくし相談センターに要する経費である包括的支援体制整備事業、こちらに加えまして、令和6年度は決算主要施策調書の46ページから52ページまでにございます国の臨時交付金を活用して実施した住民税非課税世帯重点支援給付金事業をはじめとする各種給付金が主な事業でございます。

なお、決算書117ページ上段の国民健康保険特別会計繰出金は保険課所管事業、続く119ページ上段の低所得者支援及び定額減税補足給付金事業、こちらにつきましては税務課の所管事業でございます。

決算書115ページにお戻りください。

繰越明許費1億3,199万2,000円でございますが、ただいま申し上げました給付金事業のうち、令和6年12月13日を基準日として、低所得者世帯を対象に3万円等を給付する住民税非課税世帯重点支援給付金事業及び住民税均等割のみ課税世帯重点支援給付金事業、こちらにつきまして、令和7年度に繰越して実施するものでございます。

また、不用額2億2,121万4,722円のうち、社会福祉課所管分は7,699万4,577円でございますが、主なものは、ただいま説明した一連の各種給付金事業で、扶助費に係る予算計上時の見込額と実績額の差額でございます。

続きまして、決算書122ページをご覧ください。

3目障害福祉費18億2,590万2,408円。こちらは決算主要施策調書53ページにございます障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス給付事業や決算主要施策調書、次の54ページにございます基幹相談支援センターの運営や移動支援、日中一時支援、地域活動支援センターの運営などを行う地域生活支援事業が主な事業でございます。不用額8,934万8,592円でございますが、主に障害福祉サービス給付事業の扶助費に係る予算計上時の見込額と実績額の差額でございます。

続きまして、決算書138ページをご覧ください。

3項生活保護費、1目生活保護総務費8,139万5,857円。こちらは生活保護事務を行う職員人件費及び事務費のほか、決算主要施策調書55ページにございます相談場所の提供、

住宅の確保支援、就労支援等を行う生活困窮者自立支援事業が主な事業でございます。不用額630万6,143円は、主に職員人件費や生活困窮者自立支援事業、住宅確保給付金の扶助費に係る予算計上時の見込額と実績額の差額でございます。

次の決算書140ページをご覧ください。

2目扶助費4億3,547万6,235円。こちらは決算主要施策調書56ページにございます生活保護に係る扶助費でございます。令和7年4月1日現在の被保護世帯数は252世帯、被保護者数は308人と、近年、世帯数や人数が高止まりしている状況でございます。また、不用額7,187万765円は、生活保護扶助費に係る予算計上時の見込額と実績額の差額でございます。

最後に、決算書の242ページをご覧ください。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金1億1,757万4,943円のうち2,348万8,668円が社会福祉課の所管でございます。過年度分の国庫負担金の精算等に伴う国及び県への返納金でございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ございませんか。

鈴木委員 主要施策調書の45ページなんですかけれども、こちら相談件数、新規と継続とどちらも令和6年度、減っていっていると思うんですけれども、そちらの見解はどのようにお考えですか。

社会福祉課長 お答えいたします。

こちらの相談件数ですが、確かに令和4年度、5年度と増えたものの令和6年度では310件というふうに減っていることがお分かりいただけるかと思います。こちらで今、事務局のほうで判断しているのは、令和5年度中にふくし相談センターを設置いたしました。それに伴いまして、相談をこれまで瓜連の社会福祉協議会と菅谷の社会福祉協議会両方で受ける必要がございました。したがいまして、1つの質問をどちらかに相談された後、もう1つのほうに相談されるというケースが実際ございました。それが菅谷に集約されることによりまして、そのまま主訴とする、趣旨に沿ったご相談ができるものというふうに考えておりまして、ご覧のような件数となっております。

参考までに、一番右側の活動実績のところの件数をご覧いただきますと、令和5年度797件、令和6年度796件とほぼ同数でございますので、活動実績としましては同程度、相談窓口がワンストップ化したことによる減少かというふうに考えているところです。

以上です。

委員長 ほかございませんか。

富山委員 民生委員推せん会設置事業、これも聞いていいですか。今、民生委員の方の成り手がいなくて困っているというような感じのお話を聞くんですが、本市において民生委員

が欠けている地域、いない地域とか、そういう地域は今ないということでおよろしいですか。

社会福祉課長 お答えします。

本日現在、民生委員の数は定員どおり105名で、充足率は100%ちょうどになってございます。

なお、この民生委員に関しましては、任期が3年でございまして、令和7年11月30日までが任期となっております。12月1日から新たな委員になってございます。

こちらのほうでございますが、現時点ではまだ県のほうに推せん会を通して推薦をしていない方も若干ございますが、その方を含めますと残り6名から7名というような状況になっておりますので、まだ民生委員が決まっていない地区が若干ございます。こちらが実状でございます。

以上です。

富山委員 ゼひとも100%を目指して頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

委員長 ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 では、なければ質疑を終結いたします。

以上で社会福祉課の所管部分を終了といたします。

暫時休憩します。

休憩（午前11時33分）

再開（午前11時34分）

委員長 再開します。

こども課が出席しております。

議案第55号 那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

こども課長 こども課長の住谷です。ほか7名が出席しております。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、議案第55号をご覧ください。

議案第55号 那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

那珂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により児童福祉法が改正されたことに伴い、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものでござ

います。

次のページ、2ページから10ページまでが条例の本文となっております。

次に、資料11ページから13ページまでが条例の概要となっております。

資料のほうは14ページをご覧ください。

こちらの説明資料に基づきまして、今回の乳児等通園支援事業の制度の概要をご説明させていただきます。

初めに、1、条例制定の趣旨になります。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年に公布され、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子供を対象に、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度、法律的には乳児等通園支援事業と呼びますが、通称として、周知する際、一般的にはこども誰でも通園制度と呼んでおります。このこども誰でも通園制度が創設され、令和7年度は手挙げ方式で実施を希望する市町村が実施しておりますが、令和8年度から、この制度が給付制度となりますので、全ての市町村で実施することになります。

この制度は、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するために創設されました。この事業を実施するためには、設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を基に市町村が条例を定め、その基準に適合する実施施設に対して認可する必要があることから、本条例を制定するものでございます。

次に、2、乳児等通園支援事業の概要になります。

まず、実施施設ですが、市の認可を受けた保育所、認定こども園、家庭的保育事業所などになります。

次に、利用対象者ですが、先ほどもご説明したとおり、保育所などに通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満のお子さんとなります。

このページの下のイメージ図をご覧ください。

原則、保育所などは保護者の就労しているなどの要件により入所できるもので、ゼロ歳児から5歳児、小学校就学前までのお子さんが入所できます。図では青い線で囲ったところになります。

次に、幼稚園については、就労要件がなくても入所できるもので、満3歳から5歳児、小学校就学前までのお子さんが入所でき、図では緑の線で囲ったところになっております。今回のこのこども誰でも通園制度は、保育所や幼稚園などに該当しない部分、図では赤い点線で囲ったところが対象者となります。

次に、利用時間ですが、月最大10時間まで利用することができます。1日1時間を10日間利用したり、1日2時間、または3時間利用することができるなど、柔軟に利用することが可能となっております。

次に、利用料ですが、1時間当たり300円程度となっており、施設側が利用料を設定できるものとなっております。

次に、利用者の認定ですが、原則、居住する市町村での利用となり、利用者から申請があれば、市が利用の認定をすることとなっております。これは現状の保育所の利用申込みと同じ流れとなっております。

次に、利用方法等ですが、利用者は、国のシステムを使って利用申込みを行い、市が利用認定を行った上で、利用者が実施施設を選定し、その実施施設と面談を行い、利用日、利用時間などを調整し利用するという流れになっております。

次のページ、15ページをご覧ください。

### 3、今後のスケジュールになります。

まず、本条例におきましては、今回の第3回定例会に提出し、9月22日から施行予定としております。

次に、2つ目のポツですが、那珂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例というものの制定を予定しております。こちらの条例は、実施施設に対して給付費を支払うんですが、この給付費を支払うのに適した施設であるかなどの基準を定める条例となっております。こちらの条例につきましては、現時点ではまだ国から条例案が示されてはおりませんが、10月頃示される予定となっており、12月議会に提出できればと思っております。場合によっては、来年3月議会に提出することになるかもしれません。

最後に、3つ目のポツ、事業開始までの流れです。

今回、第3回定例会に提出する本条例が施行されましたら、10月から実施施設の募集を行う予定としております。現時点では、実施予定の施設につきましては、公立の菅谷保育所やほかに民間の保育施設9か所の合計10施設を予定しております。民間の保育施設においては、設備や人員などいろいろ検討することもありますので、時間的な余裕を持ってもらうためにも、今回の第3回定例会に本条例案を提出させていただきました。

実施を希望する施設から申請がありましたら、設備などの基準が適しているかの審査を行ったり、来年2月頃には子ども・子育て会議にて意見聴取をし、認定を行った上で、4月から事業開始というスケジュールを予定しております。

事業の概要説明は以上になります。

次に、資料11ページにお戻りいただければと思います。

こちらの本条例については、1条から27条までで構成をされております。第1条から第4条までを第1章、総則としまして、条例の趣旨や用語の定義などを規定しております。第5条から第26条までを第2章、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準としまして、当該事業の設備などに関することを規定しております。第27条を第3章、雑則としまして、電磁的記録に関するなどを規定しております。

附則としまして、施行期日を公布の日から施行するとしております。

説明につきましては以上となります。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

榎原委員 こども誰でも通園制度ということで、初めて聞いた感じなんですよ。イメージとして、これを利用されるかたというのはどういう方がシミュレーションされるんですかね。

こども課長 こちらは先ほどもご説明したとおり、保育所や幼稚園に通っていないゼロ歳6か月から満3歳までのお子さんになるんですけれども、今年実施している市町村に聞きますと、慣らし保育のために利用させるよとかというのが、本来の趣旨とはまた違うところもあるかもしれないんですけども、あとは、ちょっと子供に体験させたい、実際の入所前に家庭以外のそういった保育所での交流とか、ほかの園児との交流というのも目的としてこちらは創設されているところとなっております。

以上です。

榎原委員 そうすると、認定こども園しかり、保育所しかり、就労条件がある方で通年通われているところに突発的にそういう入ってくるわけじゃないですかというと、例えば保育所しかり、認定こども園の現場というのは、もちろんそのときにはお一人お子さんが増えるわけでしょう。そうなってきたときに現場の混乱というのではないものなんですか。

こども課長 こちらの事業を実施するに当たっては、定員に余裕がある中で受け入れますというやり方と、あとは今ある定員とは別に、新たに定員を設けて受け入れますという二通りあるんですけども、一応そちらはどちらのやり方でもオーケー、可能ではありますので、それは園ごとによって考え方が、多少余裕があれば、そういった空きの中でありますよということもありますし、新たに設けて、そうなると当然、人員も必要にはなってくるんですが、人員とか設備を確保した上でやりますという保育園も今のところはありますので、そういったところでのやり方になるかとは思います。

富山委員 すみません、1つ聞きたいんですけども、先ほどのお話を聞くと、これ予約して面談してとかという流れの中での入っていくみたいな感じなんですけれども、これ多分、便利なのは突発的に見てもらいたいとかのほうが、本当は便利かなと思うんですけども、そういう対応というのはどのようにするのか。

こども課長 こちらの制度のほかに現状ある制度としまして、一時預かりという制度があります。こちらはどちらかというと親の都合によって、親が病気になっちゃったとか、冠婚葬祭とか、そういったときに一時保育で預かるという制度がありますので、そういったところは使い分けていただければなとは思っております。

鈴木委員 こちら利用料なんですかけども、先ほど施設が設定するというお話をされたかと思う

んですけども、それはお考えとしてはどれぐらいの程度になると考えていいですか。

こども課長 こちら先ほどの説明資料にも載せてある通りおおむね1時間当たり300円前後での利用料になるのかなとは思っているところです。

鈴木委員 そうするとこれで保育士とかは大丈夫なのかなというが。先ほど慣らし保育のためというようなお話があったかと思うんですけども、3月とかそういうときに集中しちゃうのかなというのをちょっと危惧するんですけども、いかがですか。

こども課長 確かにそういうこともあるかもしれないんですけども、どちらかというと年度途中で入所するお子さんとかの慣らしのほうが大きいのかなとは考えております。

あと利用料につきましては、国のほうでもいろいろ見直しというのは、今年度もそういった検討会をやっていますので、実施している市町村の意見を踏まえながら、変更になることもあるのかなとは思っております。

以上です。

委員長 ほかよろしいですか。

副委員長 いくつかの疑問があるんですが、まず一時預かりとどう違うんですか。

こども課長 先ほども申し上げたとおり、一時預かりというのはどちらかというと親御さんのほうが急遽、都合がつかなくなって、病気とか冠婚葬祭でお子さんを預けなきゃいけないとなったときに預けたりするものが一時預かりというものがあるんですけども、こちらの制度はそういったことは関係なく、お子さんに体験的に1時間とか2時間とか、ほかの子との交流をしたいとか、そういうことが目的となっていますので……

副委員長 そういう話はさっき聞いたんですけども、じゃ受け入れる側としてはどういうふうに区別するんでしょうか。

こども課長 受入れ側としては、保育をするということの変わりはないので、一時預かりのお子さんでも、この制度を利用するお子さんでも、保育するということについては、内容的には同じものであります。

副委員長 それを聞いているんじゃなくて、じゃこのあなたの要望は一時預かりですね。あるいはそうじゃなくて、今度の制度です、月10時間以内の何ていうんですか、こども誰でも通園制度ですという、どういうふうに判断するんですか。

こども課長 こども誰でも通園制度のシステムを使って利用申込みをして、そのシステムは一応、保育所にもシステムがありますので、誰々が申し込むとなれば、保育所でも分かるようにはなっております。一方で一時保育は基本的に電話連絡等での保育所等への申込みにはなるので、そこは、最初は混乱するかもしれないんですけども、やっていくうちには慣れていくとは思ってはおります。

副委員長 全然分からぬですよ、その違いは。何なんですかね。

じゃ別の質問に移ります。

私心配なのは、既に保育士はもう定員いっぱいのところが多分多いと思うんですよね、

希望の多い保育所は。そこは入れないで、離れたところの保育所に、ちょっと残念だけれども、使い勝手の悪い保育所に預けなきやならなかったり、あるいは受けられている方が多いという現状があると思うんですよ。それに対して、それも対応できないのに、今度新しい制度で別な枠を設けるというのはどういうことなのか。利用者の立場からすれば、預けられるというのはすごくいいと思うんだよね、試しだろうが、緊急時だろうがね。だけれども、何かちょっとよく分からぬ、基準が。その受入れ体制はどういうふうにつくるんですかね、まず。

こども課長 受入れ体制としまして、通常ある定員とは別に定員を設ける、外の受入れとなりましたら、当然、専用の保育室というのを確保したり、専用の保育士というものを確保した上での保育を実施してもらうことになっております。

空きがある施設については、今いる保育士の中で対応できるという想定の下で、こちらの制度のほうとしては設計されております。

副委員長 それで例えば那珂市の保育所もありますよね。この場合だけに限つていうと、今余裕があるんですか。ないと思うんだけれども。

こども課長 いくつか余裕があるタイプでやりたいという民間の保育所はございます。あとは一方で専用のそういった保育室を設けて実施するというのが、菅谷保育所もそういうことを考えておりますし、ほかのいくつかの園でも、専用の定員とは別に新たな定員を設けて実施したいというところもいくつか民間の保育所では手は上がっているところではございます。

こども課長補佐 若干の質問、戻させていただきます。一時預かりとこども誰でも通園制度の根本的な違いというところなんですけれども、一時預かりというのは、全ての市町村でやっているわけではありません。今のところ全国で1,300ほどの自治体で行っているのが一時預かり事業、その一時預かり事業というのは市町村が実施主体となって、補助事業として行っています。誰でも通園制度は全ての自治体が法の下に新たな給付で行うものとなっております。このような違いがますますあるというところです。

預けられる対象なんですけれども、何度か課長のほうから説明していますが、一時預かり事業のほうは、家庭で保育するのが困難となった子供を対象としています。こども誰でも通園制度はゼロ歳6か月から3歳未満の全てを想定しているという、こういった違いがありますので、一時預かりとこども誰でも通園制度、家庭において保育が困難な子供とそうでない子供というように分けられるかなというふうに思っております。

副委員長 僕が聞いているのは、その制度的にそうだというのは分かるんですけども、サービスを提供する側としてはどういうことをするんですか。例えば親戚の葬儀があるからとかそういうのをチェックされるんですか。

こども課長 チェックまではせずに、あくまでも申込みがこういう理由で預けたいというところでの理由があれば、その実際本当にそうかどうかというところまでの確認はしてはお

りません。

副委員長 そうだよね。だから、そこを聞きたかったんですよ。そうですか。

もう一つですが、要するに、ちょっと戻りますけれどもね、受入れ能力の話に戻ります。

那珂市としては、例えば今、希望はあるけれども、多分いっぱいになっている保育所、保育所はそうだと思っているんですが、違いますか、まず。

こども課長 一般的に待機児童というところではあるんですけども、実は4月1日基準で国が調査するものでは、待機児童というのは那珂市ではゼロ人ではあるんですけども、その後、4月以降で毎月の受入れの中では、やはり一定程度、入れないというお子さんはいらっしゃいます。

副委員長 だから、要するに待機児童という国の基準というのは、Aの保育所に行きたいんだけども、違うところ、ちょっと離れたところに行ってもらっているのは待機児童の数に入りませんよね。だから、そもそもそれをどの程度というのは程度問題があるんですよね。例えばめちゃくちゃ離れているとかといったら、ちょっとそれは待機というのはおかしいんじゃないのという話になるんだが、それは別にしておいて、とにかくいっぱいになっているわけですよ、ある保育所はね。そこにこの制度を入れるとなったら、先ほどおっしゃっていた人員とか設備を増やすということを考えていると言ったけれども、本当にやるんですかということなんですよ。要するに完全にそれをやるために前提条件として、保育士の数とか設備の拡張を含めてやるのか、もしそれをやるんだったら、そもそも普通の希望者を受け入れるということだって可能だという見方もあるわけですね。

そういうものの違いというか、何か考えが矛盾していると僕思うんです。なぜかというと、先ほどおっしゃったように緊急の一時預かりとは別だと言っているとすると、利用する方としては緊急性がないわけですよ。なのに、何ていうか試しに入れてもらうというのは、ちょっと考え方として矛盾していると思う。もともと保育所が十分容量があって、余裕があるんだったら僕は大賛成するんだけれども、今、余裕がないことが前から問題になっているのに、この制度を入れるという意味がよく分からない、正直。

こども課長 一応こちらの制度の、あくまでも那珂市としての利用想定人数というところが、おおむね大体20人から30人程度を予定しております。実際、今年度実施している市町村で、水戸市なんかは今年からやっているんですが、水戸市でも登録している人数が50人、実際の利用はもっと少ないというところであったり、あとはほか、筑西市でも今年やっているんですが、筑西市ですと登録者が2人というところで、利用者はそれほど多くはないのかなとは考えております。

こちらの制度についても、やはりそういった余裕がないところはやらないという選択も当然できますので、あくまでも市内の保育施設全部にやらなければならないというところではなくて、あくまでもそういった人員であったり、今の空きで余裕があるところが

やるという想定をしておりますので、現状の対象利用想定人数を考えますと、今の10施設の中である程度賄えるのではないかなど考えております。

副委員長 ちょっと私、数字が分からないんですが、登録人数というのは、先ほど言った何か国のシステムを使って登録する人数ですよね。一方でどれくらいにするかというのがあるわけですよね。その違いがちょっと説明で区別が分からないんですけども、例えば那珂市の場合はどのくらいの時間、人でいったら、月当たり、考えているんですか。

こども課長 月マックスで10時間利用した上で20人から30人程度の枠というところでの確保を考えております。

副委員長 今の話は、20人で月10時間、毎月……、それをどういうふうに利用するのかがイメージ湧かないんですが、例えば試しにとすると、4月に使い、5月に使い、6月に使い、それぞれ10時間ずつ使うなんていうことを意味しているんですか。ちょっとその辺の区別が。

こども課長 実際の利用想定はちょっと始めてみないとというところではあるんですが、一応こちらで予算、当然、施設に払う給付費というのがありますので、予算を確保する上では最大10時間を利用するというところでの予算措置を考えておりますので、実際の利用想定となりますと、慣らし保育となれば、例えば6月から入所できるとなれば、4月、5月で利用すれば、もう6月からは通常の入所となるでしょうし、1年間、毎月10時間を利用するという想定はしてはおりません。

副委員長 そうすると、一番やっぱり肝心なところに戻るんですが、要するにこういう制度で枠を設けたいという考え方でいいんですか。

こども課長 おっしゃるとおりで、もう令和8年度からは全ての市町村でやらなければいけないというところで、市のほうとしましても、そういった定員枠を確保していきたいというふうに考えております。

副委員長 定員枠、また頭がおかしくなってくるんですが、僕がですよ。要するに市がこの利用なり事業に対して補助をするということですか。

こども課長 補助というか、給付費という形での支払いになります。

副委員長 何に対して給付するんでしょうか。

こども課長 こちら施設に対して、利用人数に応じて毎月給付費というのを支払うことになります。

副委員長 それは実績に対してですか、利用の。

こども課長 実績に対しての支払いというふうになります。

副委員長 そうすると、何というかな、もともと余裕がある園にとってはいいわけですけれども、それを増やそうとする園にとっては、準備はしているけれども、利用人数が少なかったから保育士などの手配をしている割には収入がないということですね。それでいうとどうなんだろうなと思っちゃうんですよね。難しいですね。

鈴木委員 申請されるということなんすけれども、いろんなところに申請するというか、ということはできない感じ、1人1施設というか、試しに、やっぱりここにも行ってみたいし、ここにも行ってみたいしというような形では使えるものではないということですか。

こども課長 1施設限定というところではなくて、ほかも使えます。

委員長 質疑、ほかにないようでしたら、これで質疑を終結いたします。

鈴木委員 お金をお支払いするということなんすけれども、1時間に。それは日ごとに保護者が払っていく感じになるんですか、それとも何かから引かれるというか、扶養手当とかから引かれたり。

こども課長 基本的にはその利用した都度にはなるかと思うんですが、そこはちょっと施設から、実際、資料の提出があったときにいろいろ話のほうは聞いていきたいとは思っておられます。ほか都度なのか月ごととか、口座引き落としとかというのは詳しい、まだやり方が決まっているわけではないので、そこはちょっと施設とも話し合いながら対応という形になると思います。

鈴木委員 お金の回収というのはきっと保育士とか大変だと思うので、そちらよく話し合っていただければと思います。

委員長 私ちょっと1つだけ。現在、各施設で慣らし保育で、各いろんな園でたしか無料で年何回かやっていますよね。それと今回この新しく制度を利用すると、わざわざお金を払って行かなきゃならないという話になるんですけども。だから、慣らしじゃなくて、本来どういう使い方、緊急性なのか、その辺のPR、この制度として設けるメリットをもう一度ちょっと伺いたい。

こども課長 同じ説明になってしまふかもしれないんですが、やはりお子さん的に見れば、家庭とは違うところでの体験というところで、ほかの人と関わる機会が得られたり、同じ年のお子さんと交流というか、することができるということもありますし、あとは保護者にしてみれば、一時預かりと同じことになってしまふかもしれません、一時的にこの制度で預かるというところで、ちょっとした休みというか。あとは保育士との関りが持てることで、いろいろ相談ができるとか、そういったところがこの制度の目的であると考えております。

委員長 分かりました。

では、質疑のほうを終結したいと思います。

続きまして、討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終了します。

これより議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「賛成できません」と呼ぶ声あり)

委員長 賛成多数と認め、議案第55号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

では、暫時休憩します。再開を13時、午後1時といたします。

休憩（午後0時07分）

再開（午後1時00分）

委員長 それでは、再開いたします。

午前中の部分で、先ほどの議案第55号について、意思表示が不明確であったため、再度、討論から再開をいたします。

では、続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

副委員長 改めて意見必要ないかと思ったんですが、議事記録の整理のために反対の意見を述べます。

全体の趣旨としては全く反対じゃなく、むしろやってほしいと思うところですが、実際にそれを実現するために必要な措置が全く見えない。それから、今の各施設で運営していること、一時預かりとか、あるいは何か文化交流的なものを含めた預かりをやっていいるという現状を考えたときに、新たな条例をつくって今回のやる意味が分からないという2点で反対します。

委員長 ほかにはありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

議案第55号を採択することに賛成の職員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手多数と認め、議案第55号は可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第60号 令和6年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、こども課所管部分を議題といたします。

こども課の所管部分について執行部より説明を求めます。

こども課長 それでは、決算書に基づきご説明いたします。

決算書の126ページをお開きください。なお、決算主要施策調書については57ページから62ページまでがこども課所管事業となっております。

款、項、目、支出額の順にご説明いたします。

126ページの中段をご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、6目医療福祉費 4億43万6,047円。医療福祉扶助、通称

マル福に係る事業となっております。

続きまして、128ページをお開きください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費2億8,837万6,496円、学童保育事業や児童入所施設措置事業、こども家庭センター運営事業などの事業となっております。不用額の主な理由ですが、学童保育事業におきまして、民間学童保育所に対し、実績に基づき運営費等の補助をしておりますが、その支出の見込み減によるものとなります。

続きまして、132ページをお開きください。

2目児童措置費25億7,784万5,717円。児童手当や児童扶養手当の支給に係る事業、民間保育所等児童入所事業、出産・子育て応援給付事業などの事業となっております。不用額の主な理由ですが、12節の委託料について、民間保育所等児童入所事業において、入所者数に応じて保育施設等に支払う委託料の見込み減、次に18節負担金補助及び交付金については、民間保育所等支援事業において、民間保育所等が実施しております一時保育や延長保育などに対し、実績に基づき補助金を交付しておりますが、その支出の見込み減によるものなどとなっております。19節の扶助費については、児童手当や児童扶養手当の支給事業のほか、子育てのための施設等利用給付事業、出産・子育て応援給付事業など、各種給付事業の残金となっております。

続きまして、134ページをお開きください。

3目保育所費2億9,627万9,659円。菅谷保育所の管理事業や運営事業、子育て支援センター事業などとなっております。

続きまして、138ページをお開きください。

4目発達相談センター費192万6,683円。こども発達相談センターの運営に係る事業となります。

続きまして、142ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費2億4,804万3,594円。このうちこども課が所管している事業ですが、145ページをご覧ください。

備考欄の上から3番目の丸、事業名が未熟児養育医療給付事業となりまして、支出済額は100万7,882円となります。

最後に、少し飛びまして242ページをお開きください。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金1億1,757万4,943円。このうち3,330万6,216円がこども課所管分となり、過年度分の事業の実績確定に伴う精算しました国・県への返納金となります。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

鈴木委員 133ページなんですけれども、ライフデザインサポート事業というのは、ここもよ

かったですよね。というのは具体的に今回どのようななことをされたんでしょうか。

こども課長 こちらの事業につきましては、中学8年生を対象に進学等、自分の将来について考える時期であるため、結婚や子育て、キャリア形成等も含めた自分の将来を考える一助となるライフデザインセミナーというものを各市内の中学校を対象に実施しております。それとあとは結婚支援事業ということで、ふれあいパーティー開催支援ということで、この事業の中で実施をしております。

主な内容は以上となります。

鈴木委員 ライフデザインサポート事業の中にふれあいパーティーも入っているということですか。

こども課長 この予算のライフデザインサポート事業の中で実施しているものとしては、先ほども申し上げました結婚支援のふれあいパーティー開催支援というのもこの事業の中で実施しております。

委員長 ほかありませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

以上でこども課の所管部分を終了します。

暫時休憩します。入替えをお願いします。

休憩（午後1時10分）

再開（午後1時11分）

委員長 再開します。

介護長寿課が出席しました。

議案第57号 令和7年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 介護長寿課長の鈴木です。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

介護保険特別会計補正予算書をご覧ください。

議案第57号 令和7年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）になります。

それでは、4ページをお開きください。

歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目その他一般会計繰入金335万9,000円、職員人件費の増額分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金3,365万2,000円、歳出補正予算との関連におきまして、令和6年度繰越金の一部を財源として計上するものでございます。

歳入の説明につきましては以上となります。

続きまして、5ページをお開きください。

歳出になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費335万9,000円。職員の1名増による職員人件費の増額となります。

続きまして、中段になります。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金補正額320万6,000円。こちらが令和6年度の実績確定に伴う国・県負担金の精算による返納金となります。

続きまして、下段になります。

6款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金3,044万6,000円。令和6年度実績確定に伴う一般会計への繰出金となります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第60号 令和6年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、

介護長寿課所管部分、まず介護長寿課所管の一般会計の部分について説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、決算書に基づきご説明いたします。

決算書の118ページをお開きください。決算主要施策調書については63ページから65ページまでが介護長寿課所管事業となっております。

なお、65ページの敬老事業において記載に誤りがあり、訂正させていただいております。大変申し訳ございませんでした。正誤表を提出しておりますが、訂正した箇所とし

ましては、65ページ、敬老事業の中段にあります75歳以上該当者の部分で、敬老会開催が「8自治会」となっておりましたが、正しくは「9自治会」、また記念品配布が「60自治会」となっておりましたが、正しくは「59自治会」、以上の2か所でございます。申し訳ございませんでした。

それでは、款、項、目、支出済額の順にご説明いたします。

初めに、決算書118ページの下段をご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目高齢福祉費1億6,151万6,616円。不用額1,130万3,384円のうち主なものは、121ページの備考欄の上から2つ目の事業、老人保護措置事業における措置対象となった高齢者の数の減による扶助費の減及び同じく備考欄の一番下の事業、高齢者日常生活支援等推進事業における事業委託先の入件費の減による委託料の支出減となっております。

続きまして、126ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、8目介護保険費7億5,159万2,000円。

続きまして、242ページをお開きください。

12款諸支出金、1項償還金、1目償還金1億1,757万4,943円のうち介護長寿課所管分は22万6,000円となっております。これは過年度の交付金確定に伴う精算による国及び県への返還となっております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

委員長 一般会計の部分の説明が終わりました。

質疑ありませんか。

富山委員 老人保護措置事業、伺います。これ実績なんですかとも、措置廃止者5名となっておりますが、これは自立されたのかお亡くなりになられたのか、そのどちらなのか。

介護長寿課長 措置廃止者5名のうち特別養護老人ホームへ移られた方、それから長期の入院になった方、いずれも2名ずつ、また、お亡くなりになった方お一人ということで5名となっております。

富山委員 それに加えて新規措置者なんですが、2人ということなんですが、どのくらいの申請があって、これは2名ということなんですかね。申請が全部100%通った状態での2名。

介護長寿課長 2人とも100%の、申請の方2名そのまま措置となっております。

委員長 ほか質疑ございませんか。

榎原委員 決算主要施策調書の敬老事業なんです。ちょっとご意見的な話になると思います。

敬老会開催というのが9自治会、記念品配布というのが59自治会ということで、昔ながら、多分、敬老会を開催しているというのがもう圧倒的に少なくなっているという解釈でよろしいんですか。

介護長寿課長 新型コロナウィルス感染症の流行の際に会を開催することができなくて、それが5類になりますと、敬老会を開催するようになったのが令和5年度からなんです

が、その際に従来やっていたような数が実施されなくて、現在、令和6年度の実績としては9自治会となっているということになります。

榎原委員 もちろん高齢者の方、長年にわたり日本国を支えてきたというか、社会に貢献してきた高齢者の方だと思います。敬うことはもう大賛成というか当たり前のことだと思いますが、やはりこの敬老行事というものに対して、もうそろそろ考え方を変えてもいいのかなという時期に差しかかっている、それが新型コロナウイルスだったのかもしれません。実際のところ該当者自体も、どこが点かはちょっと分からんが、今、表を見ている感じだと年々増えているような感じにもなっていますし。ましてや市民協働という観点から見てきたときに、自治会ないしまちづくり委員会が多分、主体となっていると思うんです。額田なんかだと、やっぱり記念品配布というところが非常に、自治会に属していないとか、そういうところがかなりネックになってきて、今年は多分、自治会に加入していない方に関しては通知を送って、取りに来てくださいみたいなやり方だったと思うんですよ。一昨日ちょっと話を聞いたところ、結構な数、取りに来ていないですね。というよりももちろんそうですよね、というふうになってきているんで、やっぱり根底からちょっともう、そろそろこういう行事的なものを変えていく時期に差しかかったのかなというのが私の感想なんで、一応、要望的にお聞きいただければと思います。

以上でございます。

介護長寿課長 ご意見ありがとうございます。敬老事業に関しましては、毎年度、事業開始前にまちづくり委員会とも説明会を開催しまして、事業が終わった後に反省会ということで様々な意見をいただく会を設けております。毎年度様々なご意見をいただいておりますので、そのご意見をいただいたものを課題等整理しまして、現在、来年度に向けては、現状況でどういう形になるということも申し上げられないんですけども、事業の再検討ということを進めている最中でございますので、ありがとうございましたと頂戴したいと思います。ありがとうございます。

委員長 ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、なければ一般会計について質疑を終結いたします。

続いて、介護保険特別会計（保険事業勘定）の審議を行います。

歳入について一括して説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、決算書の308ページをお開きください。

歳入になります。

款、項、収入済額の順にご説明いたします。

1款保険料、1項介護保険料11億1,195万4,880円。

2款使用料及び手数料、1項手数料2万8,900円。

3款国庫支出金、1項国庫負担金7億9,427万7,980円、2項国庫補助金2億2,919万

6,135円。

310ページをお開きください。

下段になります。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金12億4,264万4,909円。

312ページをお開きください。

5款県支出金、1項県負担金6億4,499万9,613円、2項財政安定化基金支出金、こちらについてはゼロとなります。3項県補助金2,313万2,137円。

6款財産収入、1項財産運用収入66万8,503円。

7款繰入金、314ページをお開きください。1項一般会計繰入金7億5159万2,000円、2項基金繰入金、こちらについてはゼロとなります。

316ページをお開きください。

8款繰越金、1項繰越金1億3,461万4,562円。

9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料23万4,900円、2項預金利子、こちらについてはゼロとなります。3項雑入75万8,852円。

介護保険特別会計歳入の説明については以上となります。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結します。

次に、歳出について一括して説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、決算書の318ページをお開きください。なお、決算主要施策調書については153ページから155ページまでが介護長寿課所管事業となっております。

それでは、款、項、目、支出済額の順にご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費5,160万5,977円。不用額503万3,023円のうち主なものは、職員人件費における職員手当等の支出減及び介護保険事業費における委託料の支出減となっております。

続きまして、2項賦課費、1目賦課費173万4,681円、320ページをお開きください、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費527万8,530円、2目介護認定調査等費3,459万3,337円。不用額583万9,663円のうち主なものは、主治医意見書の作成件数や要介護認定調査の件数が見込みよりも少なかったことで、役務費及び委託料の支出が減となったことによるものです。

続きまして、4項趣旨普及費、1目趣旨普及費70万9,307円。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費43億4,987万5,492円。不用額については2億9,122万4,508円ですが、各種サービスの利用が見込みよりも少なかったことによるものとなっており、執行率としましては93.73%ということで、

保険給付費としては問題のない予算執行ができたと考えております。

続きまして、2目審査支払手数料372万8,598円、2項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費1億691万736円、2目高額医療合算介護サービス費1,453万8,603円。

続きまして、3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金、こちらについてはゼロ円となっております。

322ページをお開きください。

4款地域支援事業費、1項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費18万6,266円、2目任意事業費1,564万6,502円。不用額264万4,498円のうち主なものは、配食サービス事業の配食数が見込みよりも少なかったことにより、委託料の支出が減となったことによるものです。

続きまして、3目 在宅医療・介護連携推進事業費807万2,057円、4目認知症総合支援事業費1,967万7,957円。

324ページをお開きください。

2項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費9,429万784円。不用額については820万5,216円ですが、各種サービスの利用が見込みよりも少なかったことによるものとなっており、執行率は91.99%ということで、保険給付費として問題のない予算執行ができたと考えております。

続きまして、2目介護予防ケアマネジメント事業費1,126万3,092円、3目高額介護予防・生活支援サービス費4万2,485円、4目高額医療合算介護予防・生活支援サービス費26万8,138円。

3項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費1,781万6,741円。

4項その他諸経費、1目審査支払手数料35万8,416円。

5款基金積立金、1項基金積立金、326ページをお開きください、1目介護給付費準備基金積立金、こちらについてはゼロ円となっております。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金115万360円、2目償還金3,669万5,120円。

2項繰出金、1目一般会計繰出金2,035万6,958円。

3項利用者負担額軽減費、1目利用者負担額軽減費22万2,027円。

7款予備費、1項予備費、1目予備費ゼロ円となります。

介護尾見特別会計歳出の説明については以上となります。よろしくお願ひいたします。

委員長 岁出の説明は終わりました。

質疑ございませんか。

鈴木委員 主要施策調書の155ページなんですけれども、サービスで訪問型サービスBで、自治会などによるごみ出し支援サービスというのが令和6年度から始まったと思うんですが、件数ゼロ件ということで、こちらは原因だったりとか、そういうことはどのよう

にお考えになられていますか。

介護長寿課長 委員おっしゃるとおり、実績としてゼロ件、現在登録自治会としては1団体ございますが、利用者がまだゼロ件ということになっております。現在、いくつかの自治会とは説明をまた行って、事業の検討を進めていただきたいということで話をしていくつもりでございます。そのほか今年度中にまた自治会に対して事業の説明会を開催したいと思いまして、今進めているところでございます。

鈴木委員 説明を何回かされていらっしゃると思うんですけれども、自治会のほうから、もっとこうだったら使いやすいとか、何かそういった、使いづらさがあるのかなというふうに思うんですけれども、どうなんでしょうか。

介護長寿課長 書類が多いとかそういったご意見もいただいていますし、あとは利用するに当たっては協力者を自治会の中でどなたかを選定していただくということが必要となってまいります。そういう意味で、なかなか協力者が、長くごみ出しの支援をやってくれる方というのを見つけるのも難しいところもあるのかと思いますので。また、昨年度説明会を行ったときにいただいた意見だと、その書類が多いというところですけれども、それ以外に書類の作成支援とかはこちらでももちろんやるつもりではあるんですが、協力者の確保とかそういった面が難しいところもあるとは聞いておりますので。これといって、現在の事業形態から突破口になるような解決策というのはなかなか現状の中では難しいところですが、また説明をしてご理解をいただけるようにやってまいりたいと思います。

委員長 ほかありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結します。

以上で介護保険特別会計（保険事業勘定）の質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

休憩（午後1時40分）

再開（午後1時41分）

委員長 再開します。

保険課が出席しました。

続きまして、議案第60号 令和6年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（保険課所管部分）を議題といたします。

保険課所管の一般会計の部分について説明を求めます。

保険課長 保険課長の横山です。ほか2名の職員が出席しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

それでは、決算書の114ページをお開き願います。決算主要施策調書は67ページになり

ます。

それでは、款、項、目、支出済額の順にご説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費16億2,227万3,278円。このうち保険課が所管するのは117ページ、備考欄の一番上の丸印、国民健康保険特別会計繰出金3億4,597万9,270円でございます。

続いて、124ページをお開き願います。

4目国民年金費17万8,221円、5目後期高齢者医療費8億4,285万3,631円。不用額1,259万2,369円のうち主なものは、1節報酬の253万3,182円、12節委託料の421万9,960円となっております。報酬につきましては、127ページ、備考欄の中ほどにあります高齢者健康づくり推進事業において、保健師の会計年度任用職員を募集しておりましたが、応募がなかったため、残額が出ております。また委託料につきましては、125ページの後期高齢者医療事務費において、後期高齢者の検診委託料に残額が出たもので、高齢者の場合、定期的にかかりつけ医に受診し、生活習慣病などの経過観察を受けている方が多く、健診受診者が予算の計上人数に満たなかったことが推測されます。

次に、先ほど触れました127ページ中ほどの高齢者の健康づくり推進事業については、決算主要施策調書の67ページをご覧願います。

こちらは令和3年度からの事業となりまして、後期高齢者の保険事業と介護予防を一体的に実施することにより、健康寿命の延伸と、医療や介護といった社会保障費の抑制を図る事業となっております。令和6年度の執行済額は204万1,428円です。事業内容としては、高齢者に対する個別の支援として、健診結果の血糖値や血圧に着目し、継続的な健診の受診や治療につなげる生活習慣病重症化予防対策や、健診や病院の受診データがない健康状態不明者に対する状態確認を行っているほか、介護予防講座や高齢者サロンなど、通いの場において保健師や管理栄養士、歯科衛生士が行うフレイル予防などの健康教室、整形外科医による運動講座、健診会場での待ち時間を利用した循環器疾患予防の健康教室、歯周病予防講座における歯科相談などを実施いたしました。

決算書に戻りまして、126ページをお開きください。

下から3段目、7目高額療養費貸付金19万円、一番下の9目出産費資金貸付金ゼロ円。説明は以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、一般会計についての質疑を終結いたします。

続きまして、国民健康保険特別会計（事業勘定）の審議を行います。

歳入について一括して説明を求めます。

保険課長 それでは、決算書の270ページをお開き願います。

歳入になります。

款、項、収入済額の順にご説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税 9億8,403万7,935円です。令和6年度の国民健康保険税の収納率につきましては88.39%となり、前年度から0.27ポイント減少いたしました。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料20万1,640円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金525万8,000円。

次のページをお開き願います。

4 款県支出金、1 項県負担金1,367万2,000円、2 項県補助金34億2,382万874円。

5 款財産収入、1 項財産運用収入35万5,258円。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金3億4,597万9,270円。

次のページをお開き願います。

2 項基金繰入金 1億8,200万円。こちらは支払準備基金からの繰入れとなります。市国民健康保険の支払準備基金につきましては、歳入の不足を補うため令和5年度から取崩しを行って運営に充てております。令和5年度は1億5,000万円、令和6年度は1億8,200万円の取崩しを行いました。これにより令和6年度末の基金残高は3億1,142万9,606円となりました。令和7年度も約2億円を取り崩す予定で予算に計上しており、令和7年度末の基金残高はさらに減って1億250万円程度になる予定です。

続いて、同じページの7款繰越金、1 項繰越金2,824万8,699円。

8 款諸収入、1 項延滞金及び過料673万6,255円。

次のページをお開き願います。

2 項預金利子ゼロ円、3 項雑入116万336円。

歳入については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 歳入について説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結します。

次に、歳出について一括して説明を求めます。

保険課長 決算書の278ページをお開き願います。決算主要施策調書は145ページから150ページになります。

款、項、目、支出済額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費6,161万725円、2 目連合会負担金154万6,568円。

2 項運営協議会費、1 目運営協議会費26万6,545円。

3 項趣旨普及費、1目趣旨普及費46万5,630円。

次のページをお開き願います。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費29億125万3,717円です。こちらにつきましては、決算主要施策調書の145ページをご覧願います。令和6年度の決算額につきましては、前年度と比べマイナス9.1ポイントとなっております。国保の被保険者は年々減少しており、支払い件数も昨年度より減少しております。1人当たり医療費につきましてもここ数年の上昇傾向が一旦落ち着き、令和6年度は減少しております。

決算書280ページに戻りまして、2目退職被保険者等療養給付費ゼロ円、3目一般被保険者療養費2,139万5,629円、4目退職被保険者等療養費ゼロ円、5目審査支払手数料1,352万9,669円。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費4億420万3,018円、2目退職被保険者等高額療養費ゼロ円、3目一般被保険者高額介護合算療養費47万6,551円、4目退職被保険者等高額介護合算療養費ゼロ円。

3項移送費、1目一般被保険者移送費ゼロ円、2目退職被保険者等移送費ゼロ円。

次のページをお開き願います。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金848万8,000円、2目支払手数料3,570円。

5項葬祭諸費、1目葬祭費385万円。

6項傷病手当諸費、1目傷病手当金ゼロ円。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分9億7,096万1,089円。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分3億8,831万8,379円。

3項介護納付金分、1目介護納付金分1億2,388万8,044円です。

事業費納付金については、決算主要施策調書の147ページから149ページとなります。

国民健康保険は、平成30年度から県と共同運営となり、市町村ごとに定められた納付金を県に納めることで、医療給付に係る費用は普通交付金により全額支給される仕組みとなっております。147ページの医療給付費分につきましては、令和6年度は前年度比マイナス2.27ポイントとなっています。148ページの後期高齢者支援金等分は前年度比マイナス3.77ポイント、149ページの介護納付金分は国保被保険者のうち40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者が負担しているのですが、前年度比マイナス4ポイントとなりました。事業費納付金が下がった要因としましては、被保険者数の減少によるものと考えられます。

決算書に戻りまして、282ページ下段になります。

4款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費203万9,517円。

次のページをお開き願います。

2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費3,391万4,163円です。不用額の主なものは、健診関係の委託料で1,796万58円となっております。

決算主要施策調書の150ページをご覧ください。

この事業は、国保加入者のうち40歳から74歳までの方を対象に実施している特定健康診査等に係る費用になります。150ページの下、参考のところに、健診受診率の推移を載せておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等で令和2年度に受診率が落ち込み、その後、徐々に受診者数が回復傾向にありますが、令和6年度の特定健診受診率につきましては暫定で37.7%となっており、前年度からほぼ横ばいの推移となっております。生活習慣病重症化予防のために特定健診の果たす役割は大きなものがありますので、引き続き未受診者への受診勧奨や、医療機関や薬局と連携した受診率向上の取組を進めてまいりたいと考えております。

決算書に戻りまして、284ページの中段になります。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目支払準備基金積立金5万円、令和6年度は基金を取り崩したことから利息のみの積立てとなっております。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金305万6,800円、2目償還金24万1,000円、3目一般被保険者還付加算金3万400円。

次のページをお願いいたします。

7款予備費、1項予備費、1目予備費ゼロ円。

歳出については以上でございます。よろしくお願いいいたします。

委員長 以上、歳出について説明が終わりました。

質疑ありませんか。

原田委員 すみません、これ分かればというか、お考えをという感じなんですけれども、被保険者が減っているというところは、社会保険の加入者が増えているからという認識ですかね。

保険課長 おっしゃるとおり社会保険の加入要件が今拡大されておりますので、そこに合致する方が社会保険のほうに移行しておりますので、それによって国保の被保険者が少なくなっているという現状でございます。

鈴木委員 先ほど医療費が減っているというお話があったかと思うんですけども、その原因とかというのは、そこに関係してくるんですか。

保険課長 医療費のほうは、1人当たり医療費のほうは特に令和5年度まで伸びが続いておりまして、令和5年度は特に大きな数字になったんですが、令和6年度減少した理由につきましては、やはり国保の被保険者が減ったということと、あと令和5年度にコロナが5類になりましたし、受診控え等していた方が病院にかかった、重症化していたような方もいらっしゃったということは想像できますので、そこで5年度は医療費がかなり上がったというところがあると思うんですが、それについてはちょっと落ち着いてきたのか

なというところでございます。

鈴木委員 じゃ例年並みに戻ったというような考え方でしょうか。

保険課長 そうですね。例年並みに戻ったというところプラス被保険者が減っているということでお落ちてきているということになると思います。

委員長 ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結します。

以上で国民健康保険特別会計（保険事業勘定）の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開を2時10分、14時10分といたします。

休憩（午後2時01分）

再開（午後2時09分）

委員長 では、再開いたします。

請願第4号 学校外民間施設利用者への利用料金一律補助の実現を求める請願について審議を行います。

この請願第4号は、さきの第2回定例会にて先進事例や市内の施設の状況等についてもっと調査をした上で判断すべきとの理由から継続審査となっていた案件でございます。

閉会中につくば市とのオンライン視察や校内フリースクール、教育支援センター、市内民間学童への見学を行ってまいりました。これまでの視察等を踏まえ、改めて審議を行ってまいります。

これより各委員にご意見を伺います。

これについてご意見どうですか。

鈴木委員 いろいろと委員会でも視察を行ったりとか、考えました。公立とか民間の施設など様々な施設を視察させていただいて、民間の5施設の中でも無償で活動している施設もあれば、有料で、設定が異なるという施設もあって、対象年齢というのも小学校低学年から社会に出るまでというふうに幅広く多様な関わりが必要ということを感じております。

こうした現状を踏まえると、不登校のお子さんに一律2万円を配布することは実態に即しているとは言い難いのかなと思っていまして、那珂市では全ての公立中学校に校内フリースクールが開設されて、運営が始まったところでして、そこで担当している先生にもお話を聞きして、専門的な研修とか市内外での先生方と情報交換を行って、その知見を校内の先生方にも伝え始めているという状況の中で、また、不登校の低年齢化が進んでいる現状というものを踏まえれば、中学校のみじゃなくて小学校内でのフリースクールの開設だったりとかということを目指していく。そして、スクールカウンセラーとかソーシャルワーカーの充実だったりとか、今回も課題にもなっていた学校と民間の連携ということもこれから問題で、子供たちを中心はどうこれからつくっていく

かということ、それを最優先で私は取り組むべき課題なのではないかというふうに思いまして、以上を踏まえて、やはり子供たち一人一人に合った居場所が必要ということは、その趣旨に関しては心から賛成しております。しかし、やっぱりお金を配布したから不登校の問題は解決というふうにならないためにも一律2万円の配布を優先するということについては賛成しかねるというのが私の意見になります。

委員長 ありがとうございます。

榎原委員 まず、公的なところなんですけれども、校内フリースクールが開設されたのが昨年の春からなんです、中学校だけです。小学校にはまだ開設されておりません。そういう中で、私もちよつと過去の経緯から、もちろん教育支援のほうも見させていただいた。その中で、また那珂市のほうは、この問題について道半ばなところがあるんですね。やはりパブリックなところをまず、まずはとにかく整備しなきゃいけない。もちろんそれに伴い財源だって必要だというところを踏まえて考えていかなきゃならない。いろんなところを考えていったときには、もちろんこの、私も4人の子供の親ですから、お気持ち自体はもう重々、本当にしみるほど分かっているつもりではあります。また、民間のほうも見させていただきましたけれども、民間のほうとしても、やはり何が足りないのか、何が必要なのかというのもかなり共通の話題、話題というか意見が出てきましたんで、そういうところを踏まえたときに、今後もちろん考えなきゃならない課題の一つだとは思うんですけれども、今現時点では、パブリックな部分を整備することが最優先じゃないかなという答えに私自身は行き着きました。

以上でございます。

原田委員 校内フリースクールからいろんな民間のフリースクールの視察を経てというところなんですけれども、まず校内フリースクール、確かに那珂市では始まったばかりで、見に行ったところではうまく機能しているなと思いましたし、担当の先生の人格とかもすばらしいなと思いました。

ただ、現状、これうまくいっているのはたまたま運がよくうまくいっているだけであって、今、那珂市に5校、中学校がある中で、加配の先生が4校入られているということで、この加配の先生がいらっしゃるからうまくいっているというところがありまして、県の人数でいくと、学校に対してこの加配の先生という人数は圧倒的に足りない状況で、年度ごとの更新なので、来年度、加配の先生が那珂市の中学校に入るかどうかというのは分からぬ状況。そうなった場合、結局はほかの教員が分担しながら代わりばんこで校内フリースクールを見るという状況になってしまうわけですね。

ですので、校内フリースクール自体が、悪くはないと思うんですけども、安定して子供たちのニーズに応えられる施設ではないかなというところがまず1点と、あとこの一律2万円、これは非課税世帯じゃなく、非課税世帯以外にも一律2万円というところなんですけれども、やっぱりフリースクール聞いて回った中では、僕も1か所でしかこの

質問をしなかったんであれなんですけれども、学費というか、月謝を払うことが難しくて校内フリースクールに入れないという保護者の方も少なからずいらっしゃると。一つの施設でしかその質問できなかったんですけれども。その施設の長の方は、配慮してですね、特別にその方の月謝なんかを減免して、その分、施設に入るお金は自分で別な仕事で稼いでいたりだとか、そういう現状がある中で、どの施設もそうでしたけれども、善意のみで成り立っているのが民間のフリースクールだなと思うんです。やっぱりフリースクールを運営する中で経費もかかってくるので、入会金であったりだとか月謝とか、そういうものを取らないといけないなと思うんですけども、それを払うことが物すごく負担になる保護者を考えたら、この一律2万円という、一律というのは民間のフリースクール行く子には2万円という、それはもうつくば市の先例もありますし、あと栃木県のさくら市というところでも令和7年度から始まったという事例がありますので。そういうところを参考にしながらやっていくのがいいかなというふうに感じました。

以上です。

富山委員 一番最初の個人的な感想になってしまふんですけども、結局、文部科学省のほうがこのCOCOLOプランというのを策定して、学ぶ場所や方法、選択肢を増やすと言っている割には国の方で何もしてくれないというのが今のその中の現状にあるのかなというのが一番最初に思った部分で、市町村には、つくば市みたいな財政が大きなところもあれば、うちみたいなところもあるし、もっとさらには財政が悪い市町村もある。それで子供たちの学びの場を増やしましょう、市町村でお願いしますというのは、何か勝手に策定するだけ策定して市町村任せなところはちょっと私はいただけないなと思っているのがまず第1点です。

あと、今回は、あくまでもこの請願に対する是か非かといえば、私は今回の請願は趣旨採択が適当であると考えます。まず、趣旨は十分に理解します。もうとにかく子供たちの学びの場を増やすということには私も大賛成でございます。ただ、それに伴ってフリースクールの現状を探ってみると、大変これは本当に、先ほど原田委員がおっしゃるおりボランティアの善意で成り立っているような部分があって、そこには財的支援であったり、人的支援であったり、求めるものは多からずあると私も思っております。まだ今、公もままなっていない現状の中、公もまだ専門の支援員が置かれていないと現状の中で、そこをまず子供たちにという思いも分かるんですが、やるべき部分というのは、まず順番があるのではないのかなと感じております。趣旨は十分に理解いたします。やるべきことは、順番的には私は公の整備が一番最初、我々のそれが役割であって、その先にあるものが民間のフリースクールが存続できるような支援であり、またそれが通いやすい環境になればいいなと思いますので、私は今回は趣旨採択ということにさせていただきます。

ただ、かといって今の調査をやめるとかということじゃなくて、それはそれなりに、こ

れはこれなりにということで、私は是と非で判断させていただきますと、今回は趣旨採択ということにさせていただきます。

以上です。

副委員長 結論からいえば、私も趣旨採択すべきだと思っています。

まず、私たち議会なんで、予算決定権があるんですね。ですから、具体的な数字で決めるということは、ある意味では、次の予算決定まで影響力が本当はある。それを無視して決議だけするというのはできなくはないんだけれども、僕はそういう態度にはなりたくないということでまず趣旨採択。

それから、なぜそうかというんですが、不登校問題というのは、私自身も幼稚園だの学校だの行きたくない時期があったんですね。今回いろいろ調査したんだけれども、調査してもフリースクールとか学校の校内フリースクールを見ただけであって、どちらにも行かれないという人はまだ調べていないですね。私としては、不登校問題を本気で調査するということが必要かなと思っています。それは議会だけでできることじゃないので、それについては今後も働きかけていきたいと思っています。

つくば市の先進事例を聞いたんですが、じゃ例えはどういう要因で不登校になっているんですかと聞いたら、心理的要因については調べていないと言っていましたね。ですから、ある意味で対処療法なんですよ。それはそれで意味はあると思うんだけれども、じゃなぜ今の世の中で不登校がこんなに増えているのか。それから、不登校というのも本当にいろんな幅があって、それぞれで本当は不登校にせずに教育なり、学校なりで対処しなきゃならないことをなおざりにしているのもゼロじゃないはずだと思います。

そういうことを多面的に調べることは、国として、してもらおうと思っています。でも、国としてはともかく、那珂市としてはやることをきっちりやっていくということがまず第一かと思っています。この委員会も次の3月には解体になるんだけれども、私としては引き続きこの委員会所属を希望して不登校問題の調査を続けることを希望していくたいと思っているし、次の委員会にはそういう引継ぎをしていきたいと思っています。繰り返しで恐縮なんですが、趣旨は分かるんですけども、具体的な金額まではっきり決めるということについては、採択するのには賛成できないということで、趣旨採択に1票を投じます。

委員長 各委員の意見が出ましたので、ほかに付け加えたいとかということはございませんか、ないですね。

それでは、今、趣旨採択というご意見がございましたので、こちらでお諮りをしたいと思います。

原田委員 趣旨採択というのを具体的に教えていただきたいです。

委員長 趣旨採択については、請願の趣旨、これには賛同できますよと、考え方。ただ、妥当でありますか、実現性の面で確信が持てないといった場合、不採択とすることもできな

いとして、当該請願に対する決定の方法を言います。だから、趣旨は賛成します、だけれども、反対だと否定はできない。できない理由は先ほど出たいろんな意見がありますけれども、その内容がそうだよということですね。

もう少し加えますと、請願に対する議会の意思決定は、理論的には採択か不採択の2種類、イエスかノーかです。しかし、議会としては請願の趣旨ですね、これをお願いしたいという内容については十分に理解はできるけれども、当該地方公共団体の財政事情等から当分の間はこのお願いを実現することがちょっと難しい場合等に、便宜的に趣旨には賛成であるという意味の議決を、これができるというふうになっております、することがあるということです。その趣旨のみを、賛成だよということを取り上げるので、趣旨採択と呼んでいます。どちらかというと採択に近い、イエスかノーかで言えばね。そういうことになりますということです。

原田委員 ありがとうございます。

執行部には上がるということですか。

委員長 趣旨採択、上がりますよ。

では、趣旨採択という意見がありましたので、請願第4号を趣旨……採択の前に1回休憩を取ります。

暫時休憩いたします。

休憩（午後2時25分）

再開（午後2時29分）

委員長 それでは、再開します。

先ほど意見を出していただきまして、趣旨採択というご意見がありましたので、お諮りします。

請願第4号を趣旨採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 全員賛成と認め、請願第4号は趣旨採択とすべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩（午後2時30分）

再開（午後2時33分）

委員長 それでは、再開します。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の審議に入ります。

歳入について一括して説明を求めます。

保険課長 それでは、決算書の336ページをお開き願います。

歳入になります。

款、項、収入済額の順にご説明いたします。

1款保険料、1項後期高齢者医療保険料7億6,709万9,329円です。令和6年度の保険

料の収納率は99.11%で、前年度に比べて0.06%の減となりました。

2款使用料及び手数料、1項手数料2万2,400円。

3款繰入金、1項他会計繰入金1億6,768万3,126円。

4款繰越金、1項繰越金271万9,538円。

5款諸収入、1項延滞金及び過料14万7,400円。

次のページをお開き願います。

2項償還金及び還付加算金35万2,700円。

3項雑入51万8,500円。

歳入につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

次に、歳出について一括して説明を求めます。

保険課長 それでは、決算書の340ページをお開き願います。決算主要施策調書は157ページになります。

款、項、目、支出済額の順にご説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項広域連合負担金、1目広域連合納付金9億3,780万1,995円、決算主要施策調書の157ページをご覧願います。

広域連合に支払う納付金は、市で徴収した保険料と延滞金、それから低所得者について軽減した保険料の市負担分となります。高齢化に伴い被保険者数が増加しており、納付金も年々増額しております。さらに令和6年度は保険料の見直しがあったため、前年度に比べ納付額が大きくなっています。

決算書に戻りまして、340ページになります。

2款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金35万2,900円、2目還付加算金ゼロ円。

2項繰出金、1目一般会計繰出金ゼロ円。

3款予備費、1項予備費、1目予備費ゼロ円。

歳出については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 歳出について説明が終わりました。

質疑ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結します。

以上で後期高齢者医療僕別会計の質疑を終結いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

休憩（午後2時37分）

再開（午後2時38分）

委員長 再開します。

先ほど議案第60号 令和6年度那珂市各種会計歳入歳出決算認定について質疑を終結いたしました。

執行部関係者が出席をしておりますので、これより議案第60号 令和6年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論ございませんか。

（なし）

委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

では、議案第60号の採決を行います。

議案第60号は原案のとおり認定すべきものとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり認定すべきものと、議案第60号は決定いたしました。

暫時休憩します。執行部の皆様はお疲れさまでございました。

休憩（午後2時40分）

再開（午後2時40分）

委員長 再開します。

続きまして、請願第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。

最初に、事務局に請願書を朗読させます。お願いします。

書記 サイドブックスに通知を出しました請願第5号をご覧ください。

請願第5号。紹介議員、那珂市議会議員、遠藤実。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願。

請願趣旨になります。

学校現場では、子供の貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き下げられました。また、中学校においては2026年度から引き下げる方針となっています。今後は高等学校での早期実施ときめ細かい教育活動を進めるためにさらなる学級

編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、豊かな子供の学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要です。

今国会では、学校の働き方改革の推進と教員の待遇改善を図るとして、給特法等の一部改正法案が国会に提出されています。本案では、学校の働き方改革について自治体での体制整備が図られるものの、業務の3分類をはじめ実行は自治体ごとの対応となっています。確実な推進のためには、国による財源や人の配置などの支援が不可欠です。

こうした観点から、政府予算編成において、下記の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

1、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

3、自治体が実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

2025年7月24日。

請願者は以下のとおりとなっております。

次のページが意見書案となっており、文面についてはほぼ同じであるので、割愛させていただきます。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣となっております。

3ページ以降は請願に対する補足資料ということで添付しております。

説明は以上になります。

委員長 説明が終わりました。

ご意見等ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、終結をいたします。

では、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより請願第5号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第5号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 全員賛成と認め、請願第5号は採択すべきものと決定いたしました。

なお、本会議で採択された場合、意見書を提出いたします。

続きまして、茨城県市議会議長会令和7年度第1回議員研修会の参加者について協議いたします。

令和7年11月14日金曜日、茨城県市議会議長会の令和7年度第1回議員研修会がございます。内容や場所については、サイドブックスの資料のとおりでございます。

教育厚生常任委員会からの出席者は1名を予定しており、選出が必要であります。

研修会への参加を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 よろしいですか。

榎原委員が挙手されましたので、当委員会からは榎原委員を代表として送ります。よろしくお願ひします。

次に、議員と語ろう会について協議したいと思います。

今年は各常任委員会、2回以上、議員と語ろう会を行うこととなっております。

教育厚生常任委員会としまして、次は茨城女子短期大学と意見交換会を行いたいと思います。先方との打合せの結果、11月17日月曜日4時から、時間が可能ということで、お話を伺っております。

語ろう会のテーマを決めたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

(「11月の……」と呼ぶ声あり)

委員長 17日月曜日です。16時ですね。

こちらは保育といいますか、那珂市内ではね。学生です。学友会の代表の方ということで聞いております。

ご提案ございましたら。

鈴木委員 保育科とか何かそういった方という想定でよろしいんでしょうか。

(複数の発言あり)

委員長 学生という感じです。ちなみに保育と、それからもう一つだね。

書記 こども学科と表現文化学科というのがあって、表現文化学科は言葉と体の両面から表現力を磨き、豊かなコミュニケーション力を育む学科だそうです。

委員長 子育ても含めたところですね。保育は専門で、保育士養成はしていますけれども。幼稚園の先生もね。

一応、語るテーマについては出していただきたいという要望がありますので、今月末ですから、来週中にメールボックスというか入れておきますので、そちらのほうへご要望

を記入しておいていただきたいと思います。

次に、調査事項についてでございますけれども、今まで学校給食ということで調査事項、各調査をしてまいりましたけれども、委員会として要望する内容を検討し、事前に、先日、ラインワークスで委員の皆様に内容の確認を依頼しておりました。期限までに意見等ありませんでしたので、サイドブックス内に掲載の内容で、市長及び教育長に提出してよろしいでしょうかという確認であります。

予定としましては、19日、全員協議会で委員長報告ということで報告します。その後、22日に市長、教育長に提出し、調査完了という形になります。

ということで、今お知らせしている内容でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 了解いたしました。

では、その内容にて、市長及び教育長に提出をしたいと思います。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

以上で教育厚生常任委員会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉会（午後2時51分）

令和7年11月26日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚